

令和3年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）午前9時34分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 報告第 1号 町長専決処分の報告について
- 第 7 議案第 1号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））
- 第 8 議案第 2号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））
- 第 9 議案第 3号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について
- 第10 議案第 4号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第 5号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第 6号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 7号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 第14 議案第 8号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第 9号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第10号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第11号 第5次出雲崎町総合計画（基本構想）の変更について
- 第18 議案第12号 出雲崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第13号 出雲崎町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第14号 出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第15号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 第22 議案第16号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第17号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第18号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第19号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

- 第26 議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第29 議案第23号 町道路線の変更について
- 第30 議案第24号 指定管理者の指定について（出雲崎町保健福祉センター）
- 第31 議案第25号 指定管理者の指定について（出雲崎町デイサービスセンター）
- 第32 議案第26号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）
- 第33 議案第27号 令和3年度出雲崎町一般会計予算について
- 第34 議案第28号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第35 議案第29号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第36 議案第30号 令和3年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第37 議案第31号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第38 議案第32号 令和3年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第39 議案第33号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第40 議案第34号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第41 議案第35号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一
町民課参事	棚橋まゆみ
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和3年第1回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時34分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、去る2月26日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、中野勝正議員及び4番、高橋速円議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会第72回定期総会について報告します。去る2月19日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りました報告書のおり報告します。

次に、加藤修三議員から去る2月9日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果について、お手元に配りましたおりの報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

社会産業常任委員長、7番、三輪正議員。

7番、三輪議員。

○社会産業常任委員長（三輪 正） 社会産業常任委員会調査報告。当委員会が行った所管事務調査について、会議規則第77条の規定により、その結果報告をいたします。

本委員会閉会中の継続調査といたしました事件名は、産業と観光問題及び福祉問題についてでございます。大矢産業観光課長の出席を得て、令和3年2月15日、議員控室において開催いたしました。

調査は、当町の農業の現状と今後の方向について、各委員より出た質問について詳細な説明を求めました。大矢課長より各質問ごとに現状説明と町の対応について説明がありました。

1番、新ブランド米、出雲崎の輝きについて。初年度実績と今後の方向でございますが、初年度は75アールで、生産者は2軒、58.5俵。令和3年度の目標は170アールで4軒、136俵ということでございます。それで、昨年実際耕作されまして、草刈りがなかなか大変だったというふうなことがありました。そして、倒伏により、かなり減収があったということでございます。

2番目のふるさと納税の返礼品の農産物、米の利用について。どの程度利用されているかということでございますが、出雲崎コシヒカリが全体の返礼品の約半分でございます。ほかに良寛牛乳セット、釜谷の梅酒、いちご畑のジェラートが利用されましたということでございます。これからもふるさと納税は増えていくと思いますが、やはり農産物が非常に大事になるということでございます。

3番目に、農業の担い手の現状と対策について。最近非常に離農される方が多く、担い手不足により、非常に苦勞しているということでございます。JAと認定農業者等の連携について、ぜひお願いしたいということでございます。今現状では61歳から75歳未満が主力で、年々離農が増えてい

ると。JA等と連携して対応しているということでございます。

4番目、令和3年度稲作作付について。令和2年度実績が295ヘクタール、令和3年度の目標は292ヘクタールであり、若干減っております。

5番目、基盤整備事業の現状と今後について。当町のほ場整備は、八手地区ほ場整備30ヘクタールを入れて約319ヘクタールが実施済みであり、全体486ヘクタールの65.6%ということでございます。今後について例えば常楽寺、小木、相田、吉水、桂沢とあるのですが、今いろいろと話をしているのだけれども、なかなか実施は難しいというふうな現状の報告がございました。

6番目、国、県各種補助事業等について。多面的機能支払交付金事業は令和2年度が23集落の19組織、対象面積が271ヘクタール、構成員が568人、交付額が1,985万ということでございます。令和3年度からは常楽寺と別ヶ谷が追加予定でございます。そのほかに人・農地プランについて各集落で話し合いを実施するというところでございます。

委員より、農業の将来について、特に担い手の確保について、町の対策としてJAとの連携、基盤整備事業の推進などを求める意見がありました。委員会としても、町の主要産業である農業の振興を町に強く要望してまいります。

以上、社会産業常任委員会閉会中の継続調査の結果報告といたします。

○議長（仙海直樹） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長の報告を終わります。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第6、報告第1号 町長専決処分の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第1号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））

議案第2号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第1号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第10号））、日程第8、議案第2号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、大雪による除雪作業に伴う委託料の不足及び1月の暴風雪で被害を受け

た施設の修繕並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保する必要が生じたので、一般会計補正予算第10号を本年1月15日に、第11号を2月17日に、それぞれ専決処分したものであります。

補正予算第10号では、年初来の大雪に伴う除雪委託料を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する経費及び山谷地区揚水ポンプ更新工事費等を新たに計上いたしました。これらの財源には、分担金、国または県からの補助金のほか、財政調整基金からの繰入金を充てております。これによりまして、既定の歳入歳出予算額にはそれぞれ4,295万2,000円を追加し、予算総額を42億94万6,000円とするものであります。

次に、補正予算第11号についてご説明をいたします。補正予算第11号では、本年1月の暴風雪により被害を受けた良寛記念館展示棟屋根の修繕に要する経費等を計上いたしました。この財源には、建物災害共済金及び財政調整基金からの繰入金を充てております。これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ583万2,000円を追加いたしまして、予算総額を42億677万8,000円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） それでは初めに、補正予算第10号につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書をご覧いただきたいと思えます。歳出の310ページをご覧いただけますでしょうか。2款総務費、5目財産管理費でございます。除雪委託料の追加です。主に道路以外の公共施設の除雪に要する委託料の追加となります。

4款衛生費です。2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する経費を計上いたしました。12節委託料には、町民への接種券、予診票の配布等に要する経費及び予防接種台帳のシステム改修に要する経費等を計上しております。17節備品購入費には、ワクチン接種に必要となります備品として、ワクチンを保管する薬品用冷蔵庫1台、集団接種会場の動線を区画するパーティション一式及び緊急時の対応といたしまして救急医療セット一式を購入する経費を計上いたします。これらに要する経費につきましては、全額国からの補助金を充てております。

次に、311ページ、6款農林水産業費です。4目農地費です。県単山谷地区揚水ポンプ更新工事費を計上いたしました。県の補助事業として交付決定を受けまして、早急に執行する必要が生じたので、専決処分したものでございます。補助率は、県40%、町30%、地元30%となります。

7款商工費です。天領の里時代館の入り口自動ドアが故障いたしましたので、修繕工事を行うものであります。

次に、312ページです。8款土木費です。町道の除雪に要する経費を追加しております。年初来の

大雪によりまして除雪経費が不足したことによるもので、その後の出勤も見込みまして委託料を追加いたしました。

最後、9款消防費です。1月の暴風雪によりまして、船橋地内にあります第4分団第2部の消防小屋の屋根が破損いたしました。これを修繕する経費を計上いたしました。修繕費の一部は、建物災害共済費を充てております。

続きまして、補正予算第11号をお願いいたします。歳出予算、319ページになります。10款教育費であります。こちら1月の暴風雪によりまして良寛記念館展示棟の屋根が破損いたしました。その修繕に要する経費を計上しております。また、飛散した屋根が他者の建物を損壊いたしました。先般、相手方との和解が成立いたしましたので、損害賠償金を計上いたしました。この損害賠償金につきましては、全額が総合賠償保険金で手当てすることとなります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第1号の質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 310ページと312ページの除雪委託料で、総務費で264万円の追加と、それで土木費では当然ですけども、委託料で……

○議長（仙海直樹） 中野議員、もう少しマイクを近づけてお願いしてよろしいですか。

○3番（中野勝正） すみません。総務費と土木費で分かれていますのんですけども、土木費のほうは分かるのんですけども、総務費の追加は、どこに使われ、対応されたのか、聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） お答え申し上げます。

これは除雪費の管理区分によるものでございますが、除雪費1台分につきましては、道路以外の公共施設、本町でいいますと中央公民館でありましたり、役場でありましたり、そういう道路以外の公共施設の除雪に係る経費につきましては総務費のほうに計上しております。ただ、実際に運用いたしますのは一括してやりますが、経費の配分のため、このような予算組みとなるというものでご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 310ページの4款衛生費の17節備品購入費の中で、先ほど説明がありました薬品用冷蔵庫、多分これはワクチンを入れる冷凍庫なのかなと思ひますのんですけども、国のほうでも約1,000回分がペアになったという報道がなされて、あれは冷蔵庫の不備ではなくて、電圧関係の不備ということで報道されていますけれども、町のほうも、どこのメーカーの冷蔵庫を入れるか分かり

ませんけれども、納入前にその辺の電圧等々の点検、それから停電時の対応等々、どの程度考えているのか、お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 備品購入費の薬品用冷蔵庫、これにつきましてはいろいろ報道されていますが冷凍庫の関係ではございません。こちらは、集団接種会場になるふれあいの里のほうで接種のために保管するための薬品用の冷蔵庫になります。

それから、ファイザー社の専用の冷蔵庫につきましては、国から無償で提供されますので、町の負担は一切ございません。町のほうは、その冷凍庫を役場内に置くことにしております、専用の調査を行いまして、今回のようなことが起きないように万全な体制で設置する準備を今後進めることにしております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第1号から行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第2号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（仙海直樹） 日程第9、議案第3号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みに基づきまして所要の補正を行うものでございます。また、国の補正予算に伴い配分された事業費等を追加しております。

初めに、歳入歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算に追加計上いたしました主なものを申し上げますと、2款の総務費、5目財産管理費では、後年度の公共施設の維持修繕に充てるため、公共施設維持補修基金を積み立てております。

7目企画費では、ふるさと出雲崎応援基金を上積みいたしました。

4款の衛生費、2目予防費には、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に要する経費として、会計年度任用職員の報酬、ワクチン接種予約システム業務委託料、接種会場の準備用品の購入費等を計上しております。

6目の環境衛生費では、新型コロナウイルス感染症対応として実施している感染防止対策設備等推進事業補助金を追加いたしました。

6款の農林水産業費、3目農業振興費では鳥獣被害防止対策協議会への負担金を追加いたしました。

4目の農地費では、県営中山間地域総合整備事業について、換地業務委託料を減額をし、追加配分を受けた事業に係る負担金を追加いたしました。

6目の地籍調査では、国の補正予算による配分に基づきまして事業費を追加いたしました。

2項2目林業振興費では、事業実施に伴いまして、民有林造成事業補助金を追加いたしました。

3項1目水産業振興費では、新型コロナウイルス感染症対応として実施しております漁業者の支援事業補助金及び漁業経営支援事業補助金を追加しました。

7款の商工費、1目商工業振興費でも、同様に感染症対策といたしまして実施しておりますふるさと逸品開発等支援助成金を追加いたしました。

3目の観光費、観光ルート構築発信事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中断いたしましたので、委託料を減額しております。また、日本遺産の北前船交流特別公演事業委託料については、特別公演が文化庁の補助事業になったことによりまして、本町の委託料が減額となったものでございます。

10款の教育費、2項小学校費では、新型コロナウイルス感染症対応といたしまして加湿器を購入する経費及び新年度から開始する通級教室として使用する特別教室を改修する工事費を計上いたしました。

3項の中学校費では、同様に感染症対応といたしまして加湿器を購入する経費を計上いたしました。

5項2目体育施設費では、町民野球場トイレ改修工事費を計上いたしました。

一方、歳入予算につきましては、国の補正予算並びに各事業の完了または精算見込額に基づきまして所要の補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ4,309万3,000円を追加しまして、予算総額を42億4,987万1,000円とするものであります。

第2表の地方債の補正につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして自治体の税収減を補うため、今年度限りの措置といたしまして発行が可能となった減収補填債を追加いたしました。また、各種事業の実績見込額によりまして、それぞれ起債限度額を変更し、観光イベント事業は廃止をいたしました。

また、第3表の繰越明許費につきましては、国の補正予算により実施する事業等につきまして、翌年度に繰り越して実施できるようお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願い申し上げます。補正予算書340ページになります。2款総務費、5目財産管理

費でございます。24節に公共用施設維持補修基金を積み立てました。今後公共施設の維持修繕に多額の経費が想定されますので、その財源に充てるための基金でございます。この積立てを行うことによりまして、令和2年度末、同基金残高は1億8,600万円超ということになります。

7目企画費であります。17節の備品購入費です。今後地域おこし協力隊の拠点事務所となります場所として、尼瀬の気楽らんくを整備しております。そこで使用する備品を購入するものでございます。

次の18節の町地方バス路線運行費補助金の追加は、路線バスの利用料収入が減少したことによりまして、補助金が追加されるというものでございます。

24節、ふるさと出雲崎応援基金の積立てでございます。ふるさと納税の増加によりまして、積立てを行うものでございます。本年度は、前年度と比較いたしますと、件数にして1.6倍、金額にして1.4倍の増加というふうになっております。

次、10目交通安全対策費であります。18節、外灯LED整備費補助金の追加となります。集落に補助をしているものでございます。現在20件程度執行いたしました、さらに相談も含めまして10件程度を見込んで、予算を追加させていただいております。

次に、民生費になります。予算書では344ページをお願いいたします。2項2目児童措置費であります。18節、延長保育事業補助金の追加です。短時間認定児童が増えたことによる追加となります。当初10人を想定しておりましたが、26人程度に増えたというものであります。

次に、衛生費です。345ページです。2目予防費です。先ほどの専決予算でも予算措置したところでございますが、随時必要な経費を予算措置させていただいております。2目予防費、こちらに新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係る経費であります。このたび補正させていただきますのは事務職員の雇用、それと接種会場及び事務所を整備する経費、詳しくは補足資料に記載してございますので、ご覧いただければと思います。なお、役場裏のプレハブでございますが、そちらを専用事務所として開設したいというふうに予定しております。

続きまして、347ページ、6目の環境衛生費、18節、町感染防止対策設備整備等推進事業補助金の追加でございます。町長説明のとおりでございます。今後10事業所程度を見込んでの追加というものであります。

続きまして、農林水産業費です。予算書の349ページをお願いいたします。3目農業振興費、18節、町鳥獣被害防止対策協議会負担金追加となっております。イノシシの捕獲に係るもので、当初15頭を見込んでおりましたが、これまで捕獲したものも含めて、今年度55頭分を予算化したいというものであります。

4目農地費です。18節、県営中山間地域総合整備事業負担金です。八手地区で実施している事業です。このたび国の第三次補正予算によりまして事業費の配分がございましたので、見合いの額を追加させていただいております。年度末での追加となりましたので、翌年度に繰り越しての事業実

施という形でございます。詳しくは資料のほうに記載してございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、350ページ、6目地籍調査費でございます。これも同様に、国の第三次補正予算による追加となります。こちらも同様に、翌年度繰り越しての執行という形でお願ひしたいと思います。資料がございますので、同様にご覧いただければと思います。

次に、351ページです。林業振興費、18節、町民有林造林事業補助金の追加でございます。事業実績によるものでございます。小竹、中山、立石地内の事業に係る補助金の追加ということになります。

次、3項1目水産業振興費であります。18節に、今ほどの町長説明のとおり、2つの事業につきまして追加をいたします。いずれも感染症対策として実施している事業でございます。

次、商工費であります。352ページお願ひいたします。2目商工業振興費、18節、ふるさと逸品開発等支援助成金追加がございます。こちらも感染症対策として実施している事業でございます。予算額が不足してきましたので、追加をさせて、実施する事業につきましては全て助成したいというものでございます。

最後に、教育費となります。357ページをお願ひいたします。2項の小学校費、1目学校管理費です。10節の需用費に消耗品を追加させていただきました。これは、感染症対策用の衛生用品を購入する経費でございます。また、17節備品購入費に加湿器、これは11台分の経費でございますが、加湿器の購入経費を追加いたしました。これは、いずれも国の第三次補正予算によります国庫補助事業として実施するものでございます。

次に、2目の教育振興費であります。14節の工事請負費につきましては、町長説明のとおり、令和3年度から通級指導教室を開始することによりますパソコン教室の間仕切りを設置する工事を実施するというものであります。次、17節備品購入費、これも同様に、通級指導教室に使用する備品等を購入する経費を計上させていただいております。

次に、358ページ、中学校費になります。中学校費につきましても小学校費と同様、10節に感染対策の衛生用品の購入費、17節に加湿器の購入費を計上いたしました。中学校の加湿器は8台を予定しております。こちらも国庫補助事業による追加の事業として行うものであります。

最後、360ページとなります。2目体育施設費でございます。14節に町民野球場のトイレの改修工事を追加いたしました。シーズン前には工事を完了したいということで、このたび補正をさせていただいております。歳出予算は以上でございます。

続きまして、歳入予算についてお願ひいたします。332ページをお願ひいたします。11款に地方交付税がございます。このたび地方交付税につきましては、特別交付税分で留保しておりました額を予算化させていただいております。

その次の333ページから336ページにかけての分担金、国庫支出金、県支出金等につきまして

は、交付決定または事業執行に伴う実績額、それとこのたび国の補正予算に伴う配分額等によりまして、所要の額の補正をさせていただいております。

そして、337ページをお願いいたします。20款の繰入金であります。財政調整基金からの繰入金を減額しております。今年度につきましては財政調整基金からの取崩しを全額回避したいというもので、全額減額をいたしました。

2項の特別会計からの繰入金は、住宅特会からのものになります。住宅用地販売等に伴いまして、特別会計からの繰入れを受けるものであります。

次、338ページをお願いいたします。22款の町債につきましては、各事業の実績額に基づき、所要の補正をしているところでございます。

次に、第2表の地方債の補正でございます。326ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正につきましては、町長説明のとおりでございます。このたび追加をいたします減収補填債につきましては、消費税等の減収を補填するというもので、この起債については75%が交付税算入されるというものでございます。今年度限りの措置ということで設けられたものであります。以下、変更は起債限度額の変更でございますし、イベントは廃止というものであります。

最後になります。328ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費でございます。今年度措置した予算の一部につきまして、翌年度において執行させていただきたいというものであります。一番上の4款の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、これは今後、補正予算、それと新年度予算一体として事業を執行するというもので、所要の額について繰越しをさせていただきます。

6款の農林水産業関係の中山間地域総合整備事業及び地籍調査事業につきましては、国の補正予算によるもので、年度末の補正によりまして繰越しをするものでございます。また、山谷地区揚水ポンプ更新事業につきましては、製造に所要の時間がかかることから、年度内完了ができないために繰越しをさせていただきます。

教育費につきましては、こちらも国の三次補正によるもので、繰越しをした上で執行するというところでございます。

補足説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてをお願いいたします。質疑ありませんか。

9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 今回いろんな形で今年度分の精算という形で入っているのですが、まず352ページ、ふるさと逸品開発支援助成金のほうが予算額が不足ということで追加になっておりますが、どのようなものが追加で幾つ挙がっているかということをお教えいただきたいと思っております。

もう一点は、366ページ、教育振興費の18節、高校生通学費助成金が減になっていると思うのです

けれども、これ60万なのですが、個々の金額にするとかなり大きい。1年間を通じて予算としては、柏崎、長岡とか、そういう遠方に行って通学していらっしゃる子どもの数を考えて予算組みしているわけなのですが、非常に大きい減額になっていますので、そこら辺の見込みはどうか、補助を受けられる方は全員補助を受け取っていらっしゃるのかどうか、そこら辺の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） ふるさと逸品の追加に関しましてご説明をさせていただきます。

特産品開発の関係で、越後工業さんからはモバイル、金型とロゴデザインを作るということで申請が出てきておりますし、磯野紙風船さんは紙風船の絵本を作成するというふうに出ております。あと、割烹仙海さんが魚の加工品、株式会社良寛さんはジェラート、アイス等のパッケージデザインの作成というような形で出ております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 356ページ、高校生通学助成金です。こちらにつきましては、2つほど理由がございます。

まず、1点は今の1年生、当初予算を組む段階ではまだ進学先が決まっていないという中で、ある程度の見込みの中で経費を盛り込んだということでございます。若干私どもの予算と進路先が違ったという部分が一つの理由でございます。

もう一点がいわゆる県立高校が、1か月ほど休校になった関係で定期券を払い戻される方が十数名ほどおられました。そういった経費が補助に当たりませんので、減額となったということでございます。

現在この制度につきましてはほとんどの方が承知しておりますので、本来受けられるのだけでも、申請をされていない方というのはほぼいないというふうに私どもは理解しております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 357ページの小学校費の中で、網戸の減が71万と大きいのですが、その理由を教えてください。

それから、その下にあります加湿器、小学校費も中学校費も加湿器が出てきているのですが、加湿器はもともと学校は持っていたはずなのです。持っていたのだけでも、使わないから、カビが生えて、次に使用するとき使用に堪えられなくなったというふうに私は見ているのですが、結局今回加湿器を買ったとしても、保管、あるいは維持するための所作をきちんとやらないと、また次に、例えば夏、多分加湿器は要らなくなると思うのです。そのときにどうやって保存するのか、そ

れをきちんとやらないと、また使うときにはカビが生えて使えませんというような形になるのではないかなというふうに懸念するのですが、今までのことを念頭に置きながら、どのような改善策を持っていかれるのか、その辺教えてください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず、最初の網戸の件でございます。この網戸の件につきましては、当初8月の専決処分で予算をいただいたところでございます。時間的な余裕もございませんでしたので、町内業者からの見積りということで予算を計上させていただきました。実際のところは入札ということで、町外を含めた業者という中で入札を行った結果、落札額が非常に安かったということで、当初の計画していた場所について全てできたということでもあります。請負差ということでお考えいただきたいというふうに思います。

それから、加湿器でございます。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、現在加湿器はそれぞれあるのですが、今回コロナの関係で、ある程度掃除をした形で現在小中学校とも加湿器を使っておりますが、いわゆる教室の大きさに合った畳数ではないというものでありまして、コロナについては加湿器が非常に有効だということで、今回新たに教室の大きさに合った加湿器を新たに普通教室、特別教室等に設置するものでございます。当然のことながら手入れの関係につきましては、やはり小まめな対応が必要だということになります。その辺はきちんと、例えば毎日の補給については残った水は捨てて新しい水を入れるとか、いろんな清掃関係、その辺はきちんと十分しながら、長く使っていただけるものにしたというふうに考えております。今回導入するものについては、気化式というもので、フィルターにつきましては、これはカタログ上の話ですけども、5年ほどは取替えが不要というものでございます。それに頼ることなく、十分手入れのほうは洗浄も含めながら管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 網戸の件、了解しました。入札差額という形で了解すればいいと思いますけど。

それから、今の加湿器の件ですけども、せっかくそろえるのですから、ぜひいいものをそろえていただきたい。冬期間、雪の降る中、窓を開けて換気する、大変です。それなら、かえて加湿器を使って湿気を呼び込むということが一番私は理想的なのかなと思いますので、今買って、今使って、また夏そのままにして、冬使うときにはまたもうフィルターが駄目になったとか、あるいはどうのこうのではなくて、また次に使えるような形で、ぜひ新しい、いいものをそろえていただきたいと思いますけども。

それから、もう一つ教えてもらいたいのですけども、同じ教育振興費のところ、新しくパソコン教室をするためにパーティションとかいろいろやるわけですが、そのときに1点、備品購入で教材備品とかパーティションとかは大体私の頭でも理解できるのですけど、座卓というのがどうも理解できないのですけども、パソコン教室に座卓というのはどういうふうに理解すればよろしいので

しょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず、令和3年度から出雲崎町通級教室を開設するという運びになりました。今パソコン教室につきましては、部屋がある程度大きいので、間仕切りをして、一定の大きさの部屋というのがやはり通級教室には理想だということで、先般もある小学校へ視察を行ってきて、どういうものが必要なのかということで検証してまいりました。この通級教室につきましては、通常学級にいるお子さんで、例えば気持ちの落ち着かないようなお子さんだったり、コミュニケーションが取れないようなお子さんが通う教室ということで、今現在出雲崎小学校にはありませんので、別のところに通っておられる方が今回ここで受けられるという内容でございます。そういったことで、本来の授業とは別に、そういった社会的ルールの取得だったり、気持ちをはかるようなトレーニングをするために必要な備品ということで考えておるものでございます。座卓については、やはり勉強というよりも、そういった指導の中で必要な、例えば遊びも実際やるところもあるので、そういった座卓、マットを敷いて、そこに座って遊ぶという部分の想定もありますので、そういったものの対応ということでこの座卓を計上させていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 今の備品購入費に書かれているものは、パソコン教室をセパレートして、パーティションを使って、そしてかつ教材を置く棚を作るのだとか、あるいは教材の備品がもう少し要るのだとかという、パソコン教室のための備品購入だと私は考えていたのですが、違うのですか。では、この備品の中の座卓というのはまるっきり違うということで考えればよろしいのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 説明が足りなくて申し訳ありません。

パソコン教室につきましては、1人1台端末が整備されるという背景がありますので、今後このパソコン教室はパソコンのための使用はしないということで、現在の部屋を利用して通級指導教室の部屋にするというもので、通級指導教室に必要な備品として今のものが必要だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 346ページ、予防費で負担金及び補助金及び交付金ということで、インフルエンザ予防接種費用臨時助成金の減ということで、これはコロナの関係で160万減額になったのか、それが1点と、それと……

○議長（仙海直樹） 諸橋議員、マイクもう少し近づけてもらっていいですか。

○5番（諸橋和史） 5目の母子衛生費、委託料として妊婦幼児健康診査委託料減ということで220万

ばかり上がっているのですけども、インフルエンザの予防接種の件と、妊婦乳幼児健康診査のほう
が数字的には200万も減になっているのですけども、これは予定した人数と相当違うということなの
ですか。その2点をお聞かせ願いたい。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 18節のインフルエンザ予防接種費用臨時助成金の減でございます。こ
ちらの助成金につきましては、18歳から64歳までの方を対象に1回1,500円の助成をするために予算
化したものでございます。目的は、インフルエンザと新型コロナウイルスの両方にかからないため
にという目的で予算化したものであります。結果としましては、2月末現在で執行額が91万5,000円
でございます。人数にしては610人ということで、予算要求の段階では全員の方から受けていただき
たいという意味で100%予算化したのですけども、現実、2月末では64%程度の方から接種を受けて
いただいたということで、残りを減額させていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（矢川浩之） 母子衛生費、妊婦乳幼児健康診査委託料減のことでございますが、
当初予算では25名で費用を算出させていただきました。ただ、こちらのほうですが、妊娠届、その
ときに券を渡すということなのですけども、妊娠される方が今のところ9人当たりということで、
こちらの220万4,000円を減額させていただきました。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 349ページの農林水産費の中の農地費ですが、12節委託料、農業用ため池ハザー
ドマップ作成業務委託料が320万の減となっているが320万、この辺の経過を説明願いたいと思いま
す。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 農業用ため池ハザードマップ作成委託料減につきまして説明させてい
たきます。

この事業は、令和2年度までに実施した場合、全額国費で実施できるということを令和元年度に
国から県を通じてお話がありました。それで、全国の各市町村が一斉に要望を上げた。そうした
ら、国の予算がなくなってしまって、緊急度の高いところから配分をされたということで、残りの
分につきましては令和3年度に新たに申請をし直してほしいというふうに関から県を通じてお話
がありましたので、令和2年度は減額をさせていただきまして、令和3年度当初予算で新たに計上さ
せていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今のハザードマップの件ですが、前に洪水ですとか、崖地の崩れ、これはかなり配布があったのですが、ため池というのは地域が意外と限定されると思うのですが、その辺のハザードマップを作った場合、配布とか、その辺をどういうふうになるのか。それと、昨年ふれあいの里へ行きましたら、たしか昨年の秋頃でしたか、ちょうどあそこで地質調査みたいなことをやっていたので、それも関連があるのかどうか、そこをお願いします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） ハザードマップにつきましては、作成をする段階から地元の方々と協議をしながら作成をさせていただきます。できた暁には住民の方々にまた周知をしたいというふうに考えております。

それから、地質調査につきましては県が実施主体で、県内の重要ため池を県のほうで地質調査を行って、このため池が今どの程度の状況にあるかというのを調査していただいております。まだ実際に報告等は上がってきておりませんので、今後町そのため池をどのように管理するかにつきまして、県のその調査結果に基づきまして、また新たに検討していきたいというふうな今の現状でございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午前10時35分）

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

○議長（仙海直樹） 引き続き令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 357ページ、小学校費の中で、令和3年度から通級教室をつくるということで、非常にいいことだなと、通級教室が長岡市まで行かなくても受けられるというのは、これはすばらしい環境だと思います。ただ、この中の備品購入費の中で、教材備品というのが私は非常に安いような気がするのですが、どのようなものをそろえられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 今回新たな開設ということで、実は私どもも勉強しながらということで動いている状況でございます。先ほども申しましたように、先進的な学校へ視察に行きながら、見てきたものを取りあえず計上したものでございます。当然のことながらこれが完璧というものではご

ざいませぬ。今後また必要なものについてはそろえていきたいというふうには思っております。そういう中で、教材につきましては、今考えているのはバランスボール、トランポリン、それから読解力を育む発達支援教材、特別支援の漢字の教材、そういったものを用意していきたいというふうには考っております。非常に部屋の大きさだったり、明るさだったり、今の教材の関係は非常に多岐にわたる分野で配慮しなければいけない部分がありますので、十分その辺はこれからやる中で必要なものは用意していきたいというふうには考っております。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 今後また買い足していかれるということで、それはそれで十分にお願ひしたいところなわけですが、この特別支援教室にあるようなものが同じ学校内にあるので、使えるのではないかなと思うわけですが、やはり一つ一つの教材が非常に高かったと思います。それで、やはり大量生産のものではないので、なかなか受注して、来るとしても一つ一つが非常に高い。そして、子どもたちが毎度同じようなことにはならない。コミュニケーションを学ぶための教室なので、手を替え品を替えという工夫が日々やはり通級教室では当然のようにあったと思います。必要なものがやはりその都度、その都度増えていくかもしれないのですが、ぜひそういうところはきちんとそろえていっていただけるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 306ページの体育施設費の中で、町民野球場トイレ改修工事69万3,000円が上がっておりますが、大変いいことだと思うのです。シーズン前に補正予算を組んで、シーズンが始まってから、皆様が使うときに邪魔にならないように、その前にトイレの改修をしてしまう、誠においことだと思うのです。それに引き換え、まだ審議していませんけども、令和3年度に天領の里のトイレが和式から洋式に変わる。それを何回も言っているのだけれども、冬の1日に1人か2人しか来ないようなときに補正を組んでやるのではなくて、当初予算で組んでトイレを改修する。これは、総務課長、教育課長と産業観光課長の力関係ですか。同じように両方とも、やるのだったら、人が来ないシーズン、ピークシーズンの前にやるべきだと思う。それを何度も私は言っているのです。天領の里のトイレも、8月の忙しいときにやるわけにいかないでしょう。だとしたら補正を組んでも早くやらなければいけないのに、野球場は力があるのですね、教育課長。シーズン前にやれるのです。これから令和3年度当初予算で出てくるので、まだ審議の前ですが、天領の里の和式から洋式はこれから予算審査特別委員会で審議されるのです。この辺の違いというのはどういうふうに私は理解すればよろしいでしょう。

○議長（仙海直樹） 副町長。

○副町長（山田正志） 経過について私のほうからご説明をさせていただきます。

野球場のトイレにつきましては、子どもさんたちの野球のクラブの関係の方からいろんなお話を伺いました。それで、改修以前に、大変申し訳ないのですが、トイレの状態があまりよくないと、正直きれいではないというふうな話でございます。そういう中で、町内の子どもさん、また保護者の方々、それと対外的においでいただくチームの方々も体育館を利用して用をなされているというふうな現状をお聞きしまして、これはやはりシーズン前に早く直さないと。また、今ご指摘の天領の里の件でございますけど、天領の里は指定管理者の中でトイレ自体は適正に、きれいに対応されております。そういう中で、天領の里のトイレの改修につきましては、やはり大きな工事がかかるというのと、状況を把握して、物産館の上というふうな状況の中で、今回は当初予算でお願いするということでございます。野球場につきましては、状況を見ましたら、比較的短い時間の中で対応できるということで、今回上げさせていただいたというふうなことで、トイレ全体のあまりよくない環境を改善したいというふうなことで、野球場のほうを今回急遽お願いしたという経過がございますので、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 産業観光課長の力不足ではないのだということがはっきり分かりましたけども、ただ私も野球場のトイレに関しては、これはもう早急にやるべきだと思います。一日でも早くあの汚いのを何とかしないと、皆さん大変に困っておられるわけですから。ただ、私が言いたいのは、なぜシーズン前にきちんとやれるのに、天領の里は補正を組んでも、例えば今回コロナで、あるいは大雪で、1月、2月ほとんど休館状況だったのに、このときにやってしまわないのかなと。これからゴールデンウィークこれから迎えます。この前の日曜日のように天気がよくなってくると、このコロナの中でも、人がどんどん、どんどん来ます。テレビで出雲崎を特集していただいたおかげで、出雲崎、出雲崎ってもうこの前の日曜日は大変な人出でした。天領の里へ御飯を食べに行っても間に合わないから、もう待ってられないのだ。あるいは、SHi—ONさんに行っても待ち席、待ち席でもう駄目なのだというぐらい人が来ます。これがもしゴールデンウィーク同様な状況になって、そしてまた夏になって、少しずつコロナが改善されてきたら、結局いつやるのだという話になる。ですから、今の話を聞けば、教育課長、大変でしたね。すぐやっていただいてよかったですと思います。産業観光課長、もう少し力を入れて、早くやるのだったら早くやる。人がいないときにやるのだったら当初予算でも組んでやる。副町長が駄目だと言ったら町長のところにすぐ行く。そうやってきちんともう少し時系列を追って仕事をしてください。いつでもいい仕事ならいつでもいいですよ。ただ、本当に暇なときに、あるいは人が来ないときにやるべきものは、当初予算を組んでも早くやるべきだと私は思います。今後よろしく願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 何点かお尋ねします。

ページで343ページ、12節、保健福祉センターの指定管理料が減っていますが、なぜ減なのか、その背景を知りたいというのが1点目。

2つ目は、ページで353ページ、8款土木費の3目の工事請負費の道路新設改良舗装工事の減。これとコロナ等々の問題はないというふうに思いますので、お尋ねします。

それから、355ページ、9款消防費、2目の旅費の消防団員費用弁償が減っていますが、これもかなりの金額というのでしょうか。これは団員のこの原因なのかとは思いますが、どういう背景なのか。

それから、今度は歳入に入りまして、町税の町民税、個人のところで140万ぐらいの減になるのですが、これは亡くなられたのか、どういうことなのか。

それから、333ページ、6目教育使用料の良寛記念館入館料の減、これもかなりの下げ幅というのでしょうか。つまりこれだけお客様がおいでにならなかったということだと思えるのですが、そうするとかなりのダメージだということなので、あるいはこれはいつ時点のカウントなのか、その辺もお尋ねしたいということで、よろしくお願ひします。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 343ページの保健福祉総合センター管理費の12節、指定管理料の減です。

こちらの内訳につきましては、人件費分が39万円、光熱水費分が44万8,000円、燃料費が119万8,000円、それから消費税分が約130万円ほどの減になりました。特に春先ですが、お風呂を休館をさせていただいております。そういった影響で光熱水費、それから燃料費関係が当初より大幅に減額になりましたし、全体の収入が落ちたということで消費税分も減額になっております。また、特に光熱水費の関係では電気料につきましては、今まで東北電力と契約をしておりましたが、途中から新電力ということでシン・エナジーという会社のほうに移しましたので、その関係で例年より電気料のほうは安く済んでおります。

説明は以上です。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 353ページ、8款土木費の14節工事請負費、道路新設改良工事費でございます。道路新設改良工事費につきましては、令和2年度は6路線に取り組んでおります。そのうち3路線は委託業務のみ、3路線が委託業務と本工事費をともに執行したものでございます。委託業務は、ある程度金額をつかみやすいものでございますが、本工事費のほうにつきましては工事が始まってから、ある程度決めてかかっていくというところもございます。今回につきましては、国庫交付金見合いの事業費に執行したというところがございますが、ただ最終的な現道とのすりつけ部分の工事、この辺がよく確定しておりませんので、ある程度は抱えておったものでございます。今回最終的な精算ができましたので、この金額を減額させていただくというものでございます。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 355ページの9款消防費、そちらの消防団員費用弁償の減額でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対応によりまして、消防行事が行うことができなかったということによるものでございます。消防団の行事につきましては、行事に参加、出場するたびに費用弁償という形で出場した団員に支給しておりますが、操法大会、大演習、火災想定訓練、全て今年度実施しなかった関係で減額の額が大きくなったものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 331ページ、歳入の町民税、個人町民税の144万6,000円の減の内訳でございます。令和2年の当初予算で納税義務者数を2,250人で計算してございまして、12月末の数字ですけれども、2,241人ということで、人数的には若干名少なくなったというような感じでございます。主な要因といたしましては、所得割の減によるものというところで、こちらの数字となったものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 333ページ、教育使用料、良寛記念館入館料でございます。こちらも当初400万円の歳入を見込んでおりましたが、実績として150万ぐらいの入館というふうに見込んでおります。この原因としましては、春先、ゴールデンウィーク期間、緊急事態宣言等で施設を閉館したということ。その後、入館者が戻ると思ったのですが、やはりその後も入館者が戻らずということで、現在、例年ですと1万人を超えるお客さんから来ていただいているのですが、4割程度のお客さんの入り込みというふうになったものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 教育課長にお尋ねします。

今の良寛記念館の入館者数が4割ぐらいという言い方ですが、大体今把握している入館者数はどれぐらいなのか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 4,000人前後だというふうに理解をしております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

について

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第4号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込みに基づきまして、2款の保険給付費及び4款の保健事業費を減額しております。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして、1款の国民健康保険税、5款国庫支出金、10款諸収入を増額した一方、6款の県支出金を減額しました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ753万3,000円を減額しまして、予算総額を5億3,817万6,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、3月3日に開催をいたしました町国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただいているところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の240ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、療養給付費、高額

療養費ともに減額しており、決算見込みとしましては、受診を控えている影響もありまして、前年度より約1,600万円減額となる見込みです。

次に、241ページの4款保健事業費につきましては、人間ドック検診委託料が、コロナ禍の影響もありまして、受診者が当初の見込みより50人程度減ったため、95万6,000円減額をしております。

なお、国保特会の状況につきましては、議会資料69ページ以降でございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 241ページの先ほど説明がありました人間ドックですけども、これは大体2月か3月あたりで新年度どれだけの方が受診をするか集計を取られると思うんですけども、取った後、各個人で受診をしなかったという解釈なのですか。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 事前に各家庭に検診を受ける、受けないの調査をやっておりますけども、それには人間ドックを受ける、受けないについての最終的な回答は特にいただいておりません。春先になりまして、実際に人間ドックを受ける方へまた照会文書を出しますので、ある程度の人数はその時点で把握できるようになりますので、当初の予算につきましてはあくまで前年度の実績等を参考に計上をしております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第5号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込みに基づきまして、1款の総務費、2款保険給付費を減額した一方、4款の地域支援事業費を増額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして、3款の国庫支出金を増額し、7款の繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ104万8,000円を減額しまして、予算総額を6億7,477万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の248ページをお願いいたします。1款総務費では、認定調査件数の減によりまして、調査関係経費を145万円減額をしております。

次に、249ページの2款保険給付費では、介護予防サービス給付費を実績見込みにより60万円減額しております。

4款地域支援事業費では、通所型サービス事業委託料及び介護予防サービス給付費を実績見込みにより100万円増額をさせていただいております。

これらの状況を踏まえまして、このたび所要の補正をさせていただきました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第6号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

令和2年度は、簡水特会及び汚水処理3特会におきましては公営企業会計移行に向けた取組を実施いたしました。この業務は、令和2年度から5年度にかけて、4会計合わせて8,000万の債務負担行為を定めておりまして、令和2年度に入札を実施した結果、当初の予定額よりも大きく減額したことから、各会計において企業会計移行支援業務委託料を減額しております。

令和2年度の簡水特会では、松本浄水場から神条配水池への送水管更新工事、常楽寺配水池連絡道路の舗装工事を実施しております。

このたびの補正予算は、公営企業会計移行支援業務委託料を減額した一方、施設修繕料を追加い

たしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ1,702万9,000円を減額し、予算総額を1億6,587万1,000円にするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、257ページをお願いいたします。1款1項1目12節委託料の上下水道料金システム改修ですが、新潟県信用漁業組合がこの4月より東北、北陸11県と合併し、東日本信用漁業協同組合となります。システム内の金融機関コード、支店コードを新たに作成する委託料を追加しております。その下の公営企業会計移行支援業務は、先ほど町長説明もございましたが、簡水特会と3つの汚水処理会計合わせて8,000万円の債務負担行為を令和5年度まで定めております。令和2年度では4特会の合計で3,010万円でしたが、これは移行支援業務に実績のある3者から見積りを参考に予算としたものでございます。令和2年度では、さらに精度を高めるべく、業務の詳細を示し、5者から見積りを徴し、入札により契約いたしました。債務負担を定めたものよりも見積額が下がったことと請負差額によりまして、4特会合わせて720万円に減額しております。簡水特会では1,600万円を見込みましたが、370万円で精算の見込みですので、差額を減額いたします。

26節公課費の消費税は、令和元年度分の確定申告を昨年9月に行っております。課税売上げが1億円、課税仕入れが1億3,800万円程度でございました。申告の際の計算の結果、納税でなく、還付を受けております。全額を減額いたします。

258ページをお願いいたします。水道管理費、維持管理の需用費、施設修繕料の追加は、年末から2月にかけて、本管の自然漏水に対応する費用の追加でございます。

3款水道施設費の工事請負費です。管路工事は、松本浄水場から神条配水池への送水管工事、神条配水池から松本集落側への配水管工事を実施しております。精算による減額でございます。管路附帯工事は、常楽寺配水池への連絡道路の舗装工事を行いました。こちらも精算による減額となります。

戻っていただきまして、255ページです。5款繰入金は、先ほどの水道施設工事費の減により、基金繰入れを減額いたします。

6款繰越金は、数字を整理いたしました。

256ページに移りまして、雑入でございます。消費税は還付でございましたので、追加してまいります。水道施設損害保険料でございますが、昨年7月に落雷によりまして、管理装置につないでおります無停電電源装置が故障いたしました。その際の保険料でございます。

8款の町債の簡水事業債は水道施設の工事費減によるものですし、公営企業適用事業債も事業費

の減によるものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第7号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額90万円減額をいたしまして、予算総額を1,160万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、267ページをお願いいたします。1款総務費の委託料、公営企業会計移行支援業務委託料でございます。特生排会計では20万円で精算の見込みでございます。差額分を減額いたします。

これによりまして、266ページ、歳入の町債も減額いたします。

265ページをお願いいたします。1款、合併浄化槽使用料につきましては、使用実績精算見込みにより、追加しております。

3款繰越金の数字を整理し、追加いたしました。

使用料と繰越金の追加によりまして、2款、一般会計繰入金を減額しております。よろしくお願

いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 265ページ、歳入になりますけども、1款の1目戸別合併処理浄化槽使用料追加ということで、今現在、町で合併処理浄化槽というのは何基あるのか、お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 市町村設置型、出雲崎町が設置しました合併浄化槽でございます。補助を使いましたものが155基、単独で設置したものが1基、合わせて156基でございますが、廃止したものが5基ございます。それから、未接続の基数が4基、休止の基数が10基、現在稼働は137基でございますが、このうちの1基、2家屋で共用して1基を使っているものがございますので、料金計算上は138基で計算しております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第14、議案第8号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

令和2年度の農排特会では、処理区統合の委託業務及び管路工事を実施しております。

このたびの補正予算は、処理区統合に伴いまして管路工事費に不足が生じたので、追加したほか、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額282万6,000円を減額いたしまして、予算総額を1億4,397万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、275ページをお願いいたします。1款総務費、12節、公営企業会計移行支援業務委託料は、農排特会分、500万円でしたが、130万円の精算見込みであります。差額分を減額いたします。

2款の集落排水施設費、工事請負費は、処理区統合の管路工事ですが、埋め戻し土の変更によりまして、若干追加しております。

274ページ、歳入でございます。4款繰入金は、先ほどの工事費分を追加いたします。

7款町債は、公営企業会計移行支援業務の減額に伴い、減額いたします。

272ページに移りまして、第3表、繰越明許費でございますが、処理区統合に伴います管路工事と

委託業務を繰越しさせていただきたいものでございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

- 議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（仙海直樹） 日程第15、議案第9号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

令和2年度の下水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント事業を行っておりまして、電気設備更新を実施しております。

このたびの補正予算は、久田浄化センター電気設備工事費を減額したほか、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,040万円を減額いたしまして、予算総額を1億8,900万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、283ページをお願いいたします。1款総務費の旅費でございます。全国町村下水道協議会の全国大会が中止となりましたので、旅費を減額いたします。

その下の12節委託料、同様でございますが、公営企業会計移行支援業務委託料でございます。下水道会計では800万円を予算計上してございましたが、200万円の精算見込みとなります。差額分を減額いたします。

2款事業費、ストックマネジメント対策委託料は、翌年度、令和3年度予定しております浄化センターの操作盤、電気計装設備の実施設計を実施しております。精算による減額となります。

284ページの工事請負費につきましても浄化センターの電気設備工事でございますが、精算による減額でございます。

281ページ、歳入をお願いいたします。3款国庫支出金は、ストックマネジメント事業費の減額によるものです。

5款繰越金を整理いたしました。これにより、4款繰入金も整理しております。

282ページに移りまして、雑入でございますが、全国町村下水協の大会が中止になったことから、主催者より支給されます旅費が減額となっております。

7款町債の公共下水道事業債、公営企業適用事業債は、事業費の減額によるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第10号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

令和2年度の宅造特会では、引き続き松本ひがし団地の分譲販売を実施し、6区画を販売いたしました。また、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正728万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2,908万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

290ページ、歳入でございます。土地売払収入は6区画を見込みまして、予定どおりでございましたが、当初予算計上した区画と実際に分譲した区画との違いにより、若干の減額となっております。

2款繰越金の追加でございます。令和元年度に分譲は9区画で、3月補正で予算組みをいたしました。その後、3月になりまして2区画を販売いたしまして、結果11区画に分譲でございました。この2区画分の歳入が令和2年度の繰越金追加となっております。

291ページの繰出金追加は、繰越金の追加によるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 第5次出雲崎町総合計画（基本構想）の変更について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第11号 第5次出雲崎町総合計画（基本構想）の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

第5次出雲崎町総合計画につきましては、令和2年度を目標とする10年間の計画として取り組んでいるところでございますが、このたび目標年度を令和3年度までとし、計画期間を1年間延長する変更を行うものであります。

これは、現在策定作業を進めている第6次総合計画について、新過疎法に基づく過疎対策事業との整合を図り、新型コロナウイルス感染症終息後の社会経済情勢等を踏まえた実効性のある計画をする必要があるため、この措置でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

基本構想の計画期間を延長することによりまして、後期基本計画もその計画期間を1年間延長することとなります。また、第6次総合計画の目標年度は、これから制定される過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法でございますが、これに基づく過疎計画に合わせまして令和12年度とし、計画期間は9年間とする予定でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 出雲崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 出雲崎町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第12号 出雲崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す

る条例制定について、日程第19、議案第13号 出雲崎町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第20、議案第14号 出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号、議案第13号及び議案第14号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、申請書等の手続における押印の見直しに伴うものでございます。国におきまして書面、押印、対面に基づく行政手続の抜本的な見直しが行われておりますが、本町におきましても、町民の利便性の向上を図るため、申請書等への押印について見直しを行うものでございます。

議案第12号は、固定資産評価審査委員会への審査申出書の押印を廃止するものであります。

議案第13号は、町職員の服務宣誓書への押印を廃止するものであります。

議案第14号は、火入許可申請書への押印を廃止するものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 押印の見直しにつきましては、国の取組の考え方、基準等をベースに、各課の文書主任によるワーキングチームを中心に進めているところでございます。押印の根拠となっているものは町の規則、要綱等が大部分であります。本日ご審議いただく条例3本につきましては押印を義務づけておりますので、この際見直しをお願いするものであります。これらの見直しにつきましては、3月から順次進めているところでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第12号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） 参考資料77ページに新旧対照表があるのですけれども、どちらが変更になったのでしょうか。

〔「印鑑」の声あり〕

○1番（小黒博泰） 印鑑だけ。すみませんでした。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

○1番（小黒博泰） はい。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 基本的なことを教えてもらいたいのですけども、出雲崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例ということで、これは恐らく昔の野焼きか何かをするときの条例だと思うのです、どういうものかというのも基本的には分からないので、教えてもらいたい。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午前11時41分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 大変申し訳ございませんでした。

火入れの関係ですけども、森林法第21条に基づきまして、森林組合等が森林施業するときに、きれいに整えるという意味で、その部分をきれいに焼き払って、その後また新たに植え付けるために、その部分を焼くというような形のものになっているかと思えます。現在ほとんどそういう作業していないので、今まで私もこれを受け付けたことがなかったもので、その辺が認識不足だったということで、大変申し訳ございませんでした。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 一般的に言われる野焼き、例えば管理者がいて、防火帯を作って、人数を記入すると、この説明資料だと、そういうふうを書いて申請すればというようなものになっていたと思っております。それについては別に森林ではないとは思うのですけども、そういうものは受け付けないということですか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） この火入れの申請は、森林法の第21条に関係するものですので、通常のほかのものとは別だということでご理解いただければと思います。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号、議案第13号、議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、議案第13号、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

最初に、議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第15号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、月額で報酬が定められているパートタイムの会計年度任用職員と日額または時給額で報酬が定められておりますパートタイム会計年度任用職員との期末手当基礎額の区別を明確にするため、月額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額につきまして、常勤の職員と同様の言い回しに改めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

本町のパートタイム会計年度任用職員の報酬額につきましては、月額で定められている方、また日額で定められる方、また時給額で定められている方、3種類ございます。これらの職員の期末手当につきましては、常勤職員と同様に、6月1日と12月1日を基準日といたしまして、それぞれ期末手当基礎額に支給割合と在職期間割合を乗じて算定することになっております。これらのパートタイム任用職員の期末手当基礎額は、現行では在職期間における報酬額の1か月当たりの平均額という定め方をしているところでございますが、月額報酬で定められておりますパートタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様の内容とするものでございます。これによりまして、月額報酬で定められておりますパートタイム会計年度任用職員につきましては、月額の改定があった場合におきましても、基準日現在に受けるべき報酬額により算定することとなるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第16号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

羽黒町児童遊園は、平成13年度から20年にわたり利用されてまいりましたが、このたび遊具が破損したことにより全て撤去いたしましたもので、児童遊園を廃止することに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

羽黒町児童遊園の遊具については、中型の滑り台が1基ありましたが、腐食が激しく、使用できなくなったため、このたび撤去いたしました。今後の土地については、普通財産として総務課が管理を行います。

議会資料の85ページに新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩といたします。

（午前 11時57分）

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第17号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第23、議案第17号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が本年3年の2月13日から施行されたことに伴い、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給につきまして、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

議会資料の87ページに新旧対照表がございますので、ご覧ください。このたび感染症法が一部改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについては、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されました。これに伴いまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことにより、所要の改正を行うものです。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 基本的に反対とかというのではなくて、今変異株が盛んに出てきていますよね。

この変異株が今後どういうふうになるのか全く見通し立たないのですが、要は簡単に申し上げたいことは、町民に不利益にならないような形になっていけばいいのですが、その変異株に対する文言がないのだけど、それは含めるという意味なのかどうなのか、そこを伺いたいのですが、どうでしょう。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） すみません。勉強不足で申し訳ないです。変異株が今回の内容に含まれているかどうかまで詳しい情報が入っておりませんでした。ただ、これは日本全国共通の制度でございますので、またその辺調べまして、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第24、議案第18号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める介護サービス給付費の見込額等に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬこととなっております。

このたび令和3年度から令和5年度までの第8期事業期間の保険料を、政令で定める基準に従い算定し、保険料については若干引下げすることとし、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

議会資料の71ページに第8期における第1号被保険者の介護保険料の一覧がございますので、ご覧ください。第8期は、基準額となる第5段階の保険料年額は6万8,400円で、第7期より2,200円、3.1%の引下げとなります。なお、第1段階から第3段階については、低所得者に対する軽減措置後の保険料を示しております。

次に、議会資料の89ページ以降に新旧対照表がございますので、ご覧いただきたいと思います。第2条の保険料率は、今ほど説明したとおりの改正であり、90ページの第5条の普通徴収の特例では、このたび税制改正により、介護保険料に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令等の規定が見直しされたことに伴いまして、所要の改正を行っております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第25、議案第19号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、厚生労働省において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの改正内容は、国の基準の一部改正に伴い、各条例において、高齢者虐待防止の推進と情報の収集、活用等に関する規定が追加されております。

また、第1条の地域密着型サービス基準条例では、地域密着型通所介護の基本方針が追加され、また第3条の指定介護予防支援等基準条例では、ハラスメント対策の強化と感染症や災害への対応力強化等に関する規定が追加されております。

議会資料の93ページ以降に新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第26、議案第20号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路法施行令の一部が改正されたことを受けて、町の条例の関係する部分を改正し、占用料の額を増額するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

この道路占用料につきましては、道路法第39条2項の規定に基づき、各道路管理者が条例によってその額を定めるものとされており、全国的に共通する占用物件につきましては、国の定める額を参酌して定めております。国が昨年4月1日付で、道路造成費、道路を造るための費用でございしますが、これの上昇により、占用料の額を増額しております。これに合わせまして、本町の道路占用料の額を改定するものでございます。

これによりまして、令和3年度の道路占用料は136万円を見込んでおりますが、令和2年度に比べまして27万1,000円の増額となっております。

資料の105ページから新旧対照表がございます。ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（仙海直樹） 日程第27、議案第21号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程をされました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、町外の若い世帯に分譲団地に定住していただくための支援であり、平成18年度に制定したものでございます。

このたびの条例の一部改正は、分譲しております松本ひがし団地への適用期限が今年度末で終了することから、期限を延長するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

資料の109ページをお開きいただきたいと思います。別表中の松本ひがし団地の取得の期限が平成33年3月末、令和3年3月末となっております。該当となる世帯で土地を購入された方、建築中の方もおられまして、支援金の申請が4月以降になる見込みでございます。購入者が決まっていない区画もでございます。期限を3年間延長するものでございます。

やまや団地での該当は2世帯でございましたが、支援金の返還を定めた期間を過ぎております。松本みなみ団地では該当世帯がございませんでした。ですので、やまや団地、松本みなみ団地は別表から削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（仙海直樹） 日程第28、議案第22号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

このたび長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結しております公共施設の相互利用に関する協定書について、長岡市営中之島テニスコートが廃止されることに伴いまして、協定書を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） このたび廃止されます長岡市営中之島テニスコートでございますが、これは老

朽化により廃止されることが決定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 町道路線の変更について

○議長（仙海直樹） 日程第29、議案第23号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの路線変更は、ほ場整備に伴い付け替えとなりました路線の起終点を変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

路線延長は変更によりまして11mほど短くなりますが、幅員については変更前と同様に3mの路線となります。

資料の73ページに位置図がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号 指定管理者の指定について（出雲崎町保健福祉センター）

議案第25号 指定管理者の指定について（出雲崎町デイサービスセンター）

○議長（仙海直樹） 日程第30、議案第24号 指定管理者の指定について（出雲崎町保健福祉センター）、日程第31、議案第25号 指定管理者の指定について（出雲崎町デイサービスセンター）、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第24号及び議案第25号につきまして一括してご説明を申し上げます。

出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里の管理につきましては、保健福祉センターは出雲崎町社会福祉協議会を、デイサービスセンターは中越老人福祉協会をそれぞれ指定管理者としているところでございますが、本年度をもちましてその指定期間が満了いたします。

いずれの指定管理者も当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間につきましては、現行では3年間としておりましたが、6年間に変更し、令和3年4月1日から令和9年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 議案第24号及び議案第25号について補足説明がありましたら、これを許します。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、現行の指定管理者についてモニタリングシート等による履行状況の確認並びに今回提出された指定申請書等を2月1日の出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会において総合的に審査した結果、妥当であると判断されたものです。

議案第24号の保健福祉センターにつきましては、入浴施設を中心とした利用者の拡大に向けて、指定管理者と定期的な打合せを行いながらサービス提供に努めていきます。

また、議案第25号のデイサービスセンターにつきましては、通所介護サービスを中心に、より質の高いサービスを提供することで、さらなる利用者の拡大、確保に努めていただけるよう設置者として指導監督を行っていきます。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第24号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第25号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号及び議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号及び議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

最初に、議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）

○議長（仙海直樹） 日程第32、議案第26号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第26号につきましてご説明を申し上げます。

北国街道妻入り会館の管理につきましては、妻入りの会を指定管理者としてしているところでございますが、本年度をもちましてその指定期間が満了いたします。

妻入りの会は、観光案内や地域住民との対応を適切に行っており、地域交流の拠点となるサービ

スを提供することが可能な団体でありますので、引き続いて同団体を指定管理者として、令和3年4月1日から5年間、指定したいというものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理の指定につきましては、出雲崎町公の施設に係る指定管理者制度に係る運用指針に基づき、指定の手続を進めてまいりました。妻入りの会は、前指定管理者の残任期間2年間、指定管理を行ってまいりました。この間、自主事業を行いながら、訪れた方との交流の中で、観光客からも喜んでいただいているところであり、接客する際も直接お客様と会話を楽しみながら、そのとき、そのときの意見や感想をお聞きし、会員同士で情報を共有し合って対応しております。管理につきましても良好でございます。

以上の状況から、指定管理の期間につきましては、運用指針どおり5年間、指定管理者として提案するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第27号 令和3年度出雲崎町一般会計予算について
 - 議案第28号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 議案第29号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 議案第30号 令和3年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第31号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
 - 議案第32号 令和3年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
 - 議案第33号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 議案第34号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 議案第35号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（仙海直樹） 日程第33、議案第27号 令和3年度出雲崎町一般会計予算について、日程第34、議案第28号 令和3年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第35、議案第29号 令和3年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第36、議案第30号 令和3年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第37、議案第31号 令和3年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第38、議案第32号 令和3年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第39、議案第33号 令和3年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第40、議案第34号 令和3年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第41、議案第35号 令和3年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題といたします。

ここで、ただいま上程されました令和3年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から令和3年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 初めに、本日、ここに令和3年3月町議会定例会を迎え、令和3年度予算をはじめとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べながら、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げます。

100年に1度の危機とも言われます新型コロナウイルス感染症が世界を襲い、私たちの暮らしには筆舌に尽くし難い厳しい試練に直面をしております。

このような状況におきまして、新型コロナウイルス感染症の収束に向けまして、日夜奮闘されております医療関係者をはじめとする多くの皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、町民の皆さんには、生活や仕事などあらゆる場面で、ご負担、ご苦勞をおかけする中、マ

スクの着用、手洗い、3密の回避といった「新しい生活様式」の実践など、感染予防対策にご協力をいただいております。

町では、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている経済や町民生活を支援するために、町民の心に寄り添いながら、よりスピーディーに切れ目なく事業を進めてまいりました。

感染拡大の防止のための不織布マスクの配布や小学校、中学校や公共施設の感染予防対策の実施。経済活動の回復のため、町持帰り等利用促進支援金事業の実施や特別商品券、あるいはまたプレミアム商品券の発行。町民生活の支援といたしまして、定額支援金や子育て世帯応援支援金の支給。あるいはまた、商工農漁業の支援といたしまして、事業継続支援給付金や農業者・漁業者支援事業の補助金の支給など、全54事業を実施いたしまして、かかる非常事態に総力を挙げて対応してまいりました。

令和3年度も、国及び県と連携しながら感染拡大防止やウィズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えた取組を進め、状況に応じ迅速に必要な対応を取ってまいります。

そのような中、国におきましても、感染拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会、あるいはグリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度といった中長期的な課題にも対応する令和3年度の政府予算案が示されました。一般会計総額は、3年連続で当初予算として100兆円を超える、前年度比3.8%増の106兆6,097億円となり、現在、国会で審議中であります。

また、県におかれましても、令和3年度予算案が2月17日に発表されました。新型コロナウイルス感染への対応に万全を期すとともに、社会経済の変化を見据えながら、「住んでよし、訪れてよしの新潟県づくり」をさらに進める予算といたしまして、前年度比15.4%増の1兆4,074億円となっております。現在、県議会で審議されているところであります。

新年度は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えまして、第6次出雲崎町総合計画を策定をいたしまして、町民の皆さんが生きがいと夢を持てるまちづくりを目指しまして、全身全霊を尽くしてまいります。

令和3年度予算編成の最重点施策でございますが、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策を再優先とし、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナを見据えた第2期「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各種取組を着実に実行し、町の魅力の情報発信、移住定住対策の推進等、住んでいる人が幸せを感じられる町、様々な人が訪れてみたくなる町、住んでみたくなる町を目指して取組を進め、次の4項目を最重点施策として掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費や体制整備のための経費を計上し、国が示すスケジュールに沿って、ふれあいの里で集団接種を中心として、町内2か所の診療所での個別接種等でカ

バーする体制で、ワクチン接種を進めてまいります。

次に、若い世代の希望をかなえる町づくりでございますが、若者の地域定着、U・Iターンを促進するための子育て・仕事・住宅等の支援を進めながら、若い世代の希望をかなえられる町づくりを進めてまいります。

新型コロナウイルス禍による移住機運の高まりを踏まえまして、移住者の移住に伴う経済負担を軽減するとともに、移住者が定住できる環境づくりを支援するため移住者及び移住者を受け入れる集落に支援金を支給してまいります。

国の施策と併せまして、0歳から5歳児の保育利用料の無償化及び0歳から18歳までの医療費の無料化を継続し実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、スーパー住まい取得支援事業をPRしながら、松本ひがし団地の完売を目指し、若者世代の定住促進を図ってまいります。

次に、様々な人が関わり、訪れ、交流する町づくりでございます。

多世代の交流、情報発信等を通しながらつながりのきっかけをつくり、様々な人が多様な形で関わりを持つ機会を増やし、交流人口、関係人口の増加を図ります。

地域おこし協力隊制度を活用し、地域の魅力を掘り起こし、町内外に向けて情報発信する取組、本をテーマに町に関わりを持つ人たちを増やす取組、多世代交流や農村部での暮らしを通して地域を活性化する取組も進めます。

ふるさと納税では、昨年多くの方からご寄附をいただきました。今年も出雲崎ファンを増やせるよう特産品等の充実を図ってまいります。加えて企業が地方創生を応援する、企業版ふるさと納税を活用し、総合戦略事業の促進を図ってまいります。

次に、地域の資源を生かした魅力ある町づくりでございます。

出雲崎の歴史、文化、魚・米等の特産品を磨き上げながら、地域の資源を生かし、町民が今後も出雲崎に住み続けたいと思うことができる、魅力ある町づくりを進めてまいります。

出雲崎産ブランド米コシヒカリ「出雲崎の輝き」の生産拡大を支援し、魅力ある特産品としてPRをしてまいりたいと思っております。

良寛記念館を芸術、文化の交流の場といたしまして、年齢を問わず盛り上げるための「良寛記念館応援倶楽部てまりの会」を発足しながら、会の運営を支援してまいります。

令和3年度の主要施策の概要につきまして申し述べます。

最初に、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費や体制整備のための経費を計上し、国が示すスケジュールに沿って、ふれあいの里での集団接種を中心として、町内2か所の診療所での個別接種でカバーする体制で、ワクチン接種を進めます。

「子は宝」多世代交流館は、引き続き保健師、看護師、保育士等専門職員を配置しまして、子育て

てに関する講座の開催、あるいはまた悩み相談など子育て世代を総合的にサポートしながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。

子育て支援拠点事業、妊産婦の医療費全額助成、妊婦・産婦健診の費用助成、助産師による産前産後における家庭訪問事業を継続して実施してまいります。

体調不良等により家事を行うことが困難または、家族から十分な家事支援を受けることのできない妊産婦に対しましても家事支援を利用した費用を助成し、子育て支援のさらなる充実に努めてまいります。

本町に在住する障がい者及びその家族が、身近な地域で日常生活のお困り感に関する相談ができるよう、引き続き相談支援事業所の運営を支援してまいります。

障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を行うとともに、就労に向けた訓練及び就労継続のための支援の充実に努めてまいります。

新規事業といたしましても、ひとり暮らしの高齢者や障がい者が生活上困っていることに対し、有償ボランティアとしてサービスを提供する「出雲崎たすけ愛隊」の事業費も補助してまいります。

認知症の発症と進行予防に有効な対策となる補聴器につきましても、軽・中度の難聴者を対象に購入費を助成してまいります。

保健福祉総合センターのふれあいホールやデイサービスセンターの照明のLEDへの改修、利用者の利便性の確保、維持管理費の軽減を図ってまいります。

高齢者が在宅においても安心して生活ができるよう、緊急時の情報確認に利用するための救命医療情報キットを配布するとともに、緊急通報体制の整備、寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給の支援を行ってまいります。

社会参加の促進と健康増進のため、65歳以上の高齢者を対象にいたしまして、長岡線の路線バスも利用できる、福祉タクシー・バス券を支給してまいります。

町内で唯一、訪問介護を実施しております社会福祉協議会訪問介護事業所の人件費等も助成をしながら、町内の事業所から訪問介護サービスを利用することができる体制を支援してまいります。

運動指導員の指導と補助員の見守りの下定期的に運動ができます高齢者パワーアップ事業を実施し、地域の仲間と共に体力の維持改善と運動習慣の定着を図ってまいります。

小学校就学前の3～5歳児の子どもたちの健全育成のため、子ども育成支援金を交付してまいります。

0歳から2歳児の保育利用料の無償化と、国の施策を併せ0歳から5歳児の保育利用料の無償化も継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、園児の途中入所の増により、派遣保育士等を雇用した場合の経費も保育園等に補助し、保育環境の充実に努めてまいります。

0歳から18歳までの通院費及び入院費を全額助成をし、子ども医療費を無料化します。また、子

育て支援として乳児おむつ等も支給してまいります。

胃がん検診は、従来のレントゲン撮影に加えまして、リスク検査を継続し、疾病の早期発見に努めます。

予防接種は、引き続き、町独自で妊婦・子どものインフルエンザ、あるいはまたおたふく風邪等々の助成を進めてまいります。

国の緊急風しん対策といたしまして、成人用の風しん抗体検査及び予防接種も行います。

国民健康保険事業は、県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営の下に、地域におけるきめ細かい事業を実施していきます。

介護保険事業は、介護予防や生活支援のニーズに応える町独自のサービスを提供し、「八手の茶の間」「新津邸の茶の間」を継続して実施してまいります。

安全で快適な美しい環境のまちづくりでございますが、松本ひがし団地、残り1区画となったわけでございますが、完売を目指し、さらなる定住人口の増加を図ります。

基幹交通である定期バス路線の維持支援とともに、サブ交通システムとしてのデマンド交通を30分間隔で、最大21便運行するとともに、長岡市三島地区からの「おかえりライナー便」も継続して運行しながら、町の地域公共交通の充実と地域の活性化を図ってまいります。加えて、法定の公共交通会議を組織いたしまして、令和4年度本格運行に向けた体制整備も図ってまいります。

国道352号の米田から石井町の拡幅事業がスタートし、町もこれに対し、支援をしてまいります。

町道の改良、舗装事業は、小木常楽寺線ほか4路線において実施いたしまして、生活道路の改善や歩行者用路側帯の設置によりまして安全性の向上に努めてまいります。

長寿命化計画に基づきまして、町道2路線及び稲川トンネルの維持修繕工事を行いまして、道路環境の適切な管理を図ってまいります。

大門地区ほか4か所の排水路整備工事及び小釜谷川及び滝谷川の改修を行いまして、雨水対策等も図ってまいります。

定住人口の増加を目的といたしました新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業により、若者世代の住宅取得等を支援してまいります。

町営住宅長寿命化計画の更新及び大門町営住宅建替事業の基本構想を作成いたしますとともに、米田町営住宅3棟の外壁工事を行いまして、適正な町営住宅管理を図ってまいります。

火災時の延焼を防ぐため諏訪本町、木折町地内の町有地に景観に配慮した防火帯も整備してまいります。

海岸地区の津波避難路整備や避難路に照明を設置いたしまして、津波避難対策を強化するとともに、八手地区の農村環境改善センターに備蓄しております原子力災害時の非常用物資を更新をしながら、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

防災訓練を通しながら、自助・共助の防災意識の向上を図ってまいります。

次に、活気・活力に満ちた産業のまちづくりでございまして、出雲崎産のブランド米コシヒカリ「出雲崎の輝き」の生産拡大を支援し、魅力ある特産品としてPRを進めてまいります。

高品質な出雲崎産コシヒカリの生産のため、JAが実施いたします出雲崎ライスセンター荷受けライン増強工事費を補助し、荷受けの機能増強を図ってまいります。

「まるごとオーナー制度」を継続実施する中で、釜谷梅やコシヒカリの収穫体験等によりまして、出雲崎の魅力を伝え、広げていきます。

釜谷梅団地への農道を舗装整備をしながら、農道の保全、梅収穫体験の円滑な実施を促進し、釜谷梅栽培組合の今後の営農活動を支援してまいります。

八手地区の県営中山間地域総合整備事業では、田中工区での完了整備、稲川工区での暗渠排水工事及び確定測量、市野坪工区での換地業務を実施してまいります。

地籍調査は、藤巻及び滝谷地区において実施します。

近年、豪雨等によりまして全国的に農業のため池が被災をいたしまして、甚大な被害が発生しておりますことから、町内の防災重点のため池である「渡内の池」あるいは「石畑の池」の2か所について、ハザードマップを作成しまして、地域住民の安全及び危機管理意識の啓発・周知を図ってまいります。

林道は、間伐が計画されている船橋田中線の舗装工事を行いまして、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

本町の大切な資源である海岸の清掃も、海水浴シーズンに合わせまして実施し、良好な海浜環境の整備を図ってまいります。

「美食」街めぐりを夏・秋・冬の年3回実施しまして、出雲崎の「食」の魅力を発信してまいります。

本町に関する過去の映像資料や写真等を、「ホッと情報館陽だまり」で常時放映・展示しまして、観光客へPRするとともに、町民各世代に本町の歴史に触れる機会を創出してまいります。

総合戦略である「食の伝承支援事業」や観光ガイド育成講座を実施する観光協会に対しまして、活動事業費等も補助してまいります。

外国人旅行者の需要に対応しまして、旅行者の満足度や利便性の向上を図るために、宿泊施設における受入れ環境の整備に係る費用も補助してまいります。

観光拠点施設である天領の里時代館や石油記念館等の照明もLEDに改修いたしまして、来場者の利便性の確保及び維持管理費の軽減を図ってまいります。

地域おこし協力隊制度を活用いたしまして、地域の魅力を掘り起こし、町内外に向け情報発信する取組、本をテーマに町に関わりを持つ人たちを増やす取組や、多世代交流や農村部での暮らしを通しながら地域を活性化する取組も進めてまいります。

企業が地方創生を応援いたします、企業版ふるさと納税を活用しまして、総合戦略事業の促進を

図ってまいります。

次に、夢・感性あふれる教育と歴史文化薫るまちづくりでございますが、小中学校に入学する児童生徒に入学祝金を支給し、保護者の入学準備の負担軽減を図ります。

高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助することによりまして、保護者の負担軽減を図ってまいりたい。

また、若者の定住促進を図るため、新規学卒者で地元就職した方に対しまして、奨学金返還額の助成等も行います。

小学校の通学バス運行事業は、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町の所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、中学校も冬期間に通学バスを運行します。加えて学校の総合学習や部活動等も有効に活用を図ってまいります。

G I G Aスクール構想に伴う「1人1台端末」の整備や家庭とつながる通信環境の整備によりまして、新学習指導要領に対応した学びの保障ができる環境も実現してまいります。

良寛記念館を芸術、文化の交流の場といたしまして、年齢を問わず盛り上げていただくための「良寛記念館応援倶楽部てまりの会」も発足し、会の運営を支援してまいります。

中央公民館の講堂やゲートボール場の照明もLEDに改修し、利用者の利便性の確保及び維持管理費の軽減を図ってまいります。

次に、町民と協働で築くまちづくりであります。婚活事業では、県内2つ、新潟市、長岡市にあるわけでございますが、結婚相談所及び県が委託する婚活マッチングシステムの入会金等の一部を負担するとともに、会員継続及び婚活セミナーに係る費用を一部負担いたしまして、利用者の利便性や継続性の向上に努めてまいります。

若者の定住、地元での就職の促進を目的とした、ふるさと就職支援商品券発行事業を実施いたしまして、新規学卒者及びUターン者の通勤や日常生活の支援を行ってまいります。

新型コロナウイルス禍によります移住機運の高まりを踏まえまして、移住者の移住に伴う経済負担を軽減するとともに、移住者が定住できる環境づくりを支援するため移住者及び移住者を受け入れる集落に支援金を支給します。

東京23区に在住または通勤をしていた方が出雲崎町に移住した場合に移住支援金を支給し、移住者の拡大につなげ、地域の活性化を目指します。

地域づくり活動を進める集落や団体に対して交付する地域づくり推進事業補助金制度の周知を図り、地域活動への有効活用を図ってまいります。

町民等が企画・実行する町民主体のイベント開催費用を補助するに当たりまして、選考委員による事業選考を実施しまして、観光交流人口の増加に向けた取組も支援してまいります。

姉妹都市柳津町との文化交流を促進するための日帰りの柳津町探訪ツアーも実施してまいります。

今後も職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努め、財政の健全化を進めるとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組みまして、町民の立場に立ったぬくもりのある行政サービスを進めてまいります。

なお、令和3年度の主要施策の項目につきましては、国の令和2年度補正予算を受けて、新年度に事業を繰り越すものも含んでおりますが、年度当初からの迅速なる事業着手に努めてまいり所存であります。

新年度予算の全体総括。

以上申し上げました考えを基に、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するために、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、32億6,800万円、前年度比1.3%減を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業4億9,720万円、前年度比1.4%減、介護保険事業6億4,920万円、前年度比1.4%増、後期高齢者医療6,570万円、前年度比増減なし、簡易水道事業1億6,400万円、前年度比10.3%減、特定地域生活排水処理事業1,210万円、前年度比3.2%減、農業集落排水事業1億3,490万円、前年度比9.9%増、下水道事業2億4,360万円、前年度比22.2%増、住宅用地造成事業1,150万円、前年度比47.2%減。

以上、特別会計の合計では、前年度比で1.6%増の17億7,820万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比0.3%減の50億4,620万円となっております。

最後に、私たちは、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態の発生をはじめ、様々な変化が起きる激動の時代を生きています。感染症のほかにも予期せぬ事態、困難に直面することも予想される中でありますが、かかるときこそ志高く、知恵と勇気と行動力を持っていささかたりともひるむことなく、今日から明日へと町民の皆さんの希望と歓喜が実現するまちづくりに努めてまいります。

その実現に向け、町民各位の思いをしっかりと受け止め、謙虚誠実初心に立ち返り、全身全霊を尽くしてまいりますので、議会の皆さん並びに町民各位のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和3年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（仙海直樹） これにより、議案第27号から議案第35号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

この際、しばらく休憩にいたします。

（午後 2時02分）

○議長（仙海直樹） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第27号について。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

今ほど小林町長のほうから施政方針が示されました。この方針に基づきまして編成した予算となります。予算書と併せまして、定例会資料といたしまして当初予算案の概要、主要事務事業概要一覧を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額を定めております。令和3年度当初予算の総額は32億6,800万円、前年度と比べますと4,400万円、1.3%の減となります。

第2条は、地方債でございます。起債限度額2億800万円、前年度530万円、2.5%の増でございます。

第3条の一時借入金につきましては6億円、昨年度同額であります。

第4条、歳出予算の流用は、ご覧のとおりでございます。

予算書の内容を説明いたします。初めに、歳出予算をお願いいたします。歳出予算におきましては、各款共通になりますが、例年開催しておりますイベント、行事等につきましては、当初予算の段階では平年度並みの内容で予算を計上させていただきました。実施につきましては、今後の感染状況を踏まえて決定することとなりますし、必要によりまして予算の補正をさせていただきたいと思っております。また、感染症対策用の消毒用品等、衛生用品等につきましては、各施設の維持管理費を計上している科目にそれぞれ所要の額を計上しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、予算書の36ページから歳出予算の細目になります。1款議会費につきましては、説明を省略させていただきます。

37ページ、2款総務費になります。1目総務管理費、1節、会計年度任用職員報酬がございます。本町の会計年度任用職員は、全ての方がパートタイム会計年度任用職員となります。総務費では3人分計上ということです。

次、38ページをお願いいたします。2節給料でございます。町長、副町長の特別職2人、一般職員13人、再任用職員1人の給料を計上してございます。

以下、各款の職員人件費につきましては、138ページ以下に給与費明細書に示してございますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次、39ページです。12節、当直業務委託料でございます。役場庁舎の宿日直を委託するもので、2人ずつ配置をしております。

続きまして、40ページをお願いいたします。2目文書広報費になります。12節委託料です。行政

区事務委託料がございます。新年度からまつもと団地が新たな行政区となります。66行政区への委託料を計上しているところでございます。1行政区当たり年額5万円の基本額に、世帯割額として1世帯2,400円を乗じた額を加算して、年2回に分けて事務委託料を集落に交付をしております。

41ページ、3目の財政管理費、こちらは財務会計システム及び財務諸表の作成等に要する経費を計上しております。

続きまして、42ページになります。5目の財産管理費になりますが、12節をお願いいたします。一番下に公共施設等総合管理計画更新業務委託料がございます。この計画は、5年ごとに策定している計画でございまして、長寿命化事業債の前提となる計画でございます。

次、43ページ、14節です。庁舎駐車場修繕工事であります。役場庁舎の駐車場の一部舗装の打ち替えを行い、区画線の引き直しを行う工事をさせていただきます。

次に、7目企画費でございます。7節、ふるさと納税寄附謝礼がございます。ふるさと納税の伸びを見込みまして、返礼品の謝礼を増額しております。

同じ節で町移住定住支援金がございます。これは新規事業となります。移住者に対する支援金、それと移住者等を受け入れる集落に対する支援金で構成しております。移住者に対しましては、単身者で1人30万円、複数世帯1世帯50万円、また移住者を受け入れる集落等に対しましては5万円から10万円を支援するものでございます。資料が添付してございますので、詳細はそちらをご覧ください。

次に、44ページをお願いいたします。10節の需用費の中に印刷製本費がございます。これは、第6次総合計画、それと過疎計画の計画書並びに計画策定に係るアンケートの印刷費を計上していることから増額しているものでございます。

12節でございます。一番下段にまち・生活・交通先進連携事業、いわゆるトリトンプロジェクト委託料がございます。新潟大学への委託事業であります。委託内容は、住民の運動機能測定、出雲崎高校でのオンラインランチキャンパス等の実施などでございます。新年度につきましては、地域おこし協力隊の活動の一環としてこのトリトンプロジェクトに取り組んでいただきたいというふうなことから、新潟大学に対する委託料は縮小しております。

次、45ページです。同じ18節の続きになりますが、町地方バス路線運行費補助金がございます。大寺線、出雲崎駅線、柏崎線の3路線に対する町単の補助です。運賃収入等の減少等によりまして、補助金が若干増額したところでございます。

同じ節で町デマンド交通運行費補助金、新年度はこのデマンド交通実証実験の最終年度となります。令和4年度からは本格運行に移行したいということで予定しておりますので、その準備段階となります。運行便数等は、今年度と同様の内容でございます。こちらも資料がございます。

その下に移住支援事業支援金がございます。これは、今年度も実施しているものでございますが、東京23区内の在住者等が本町に移住したときに交付する支援金であります。国庫補助事業でござい

ます。事業内容が新年度は拡大されます。こちら資料がございます。

その下に新潟日報「未来のチカラ」プロジェクト負担金がございます。新潟日報が行うプロジェクトであります。特定の地域を一定期間、集中的に紙面に取り上げ、地域の魅力を掘り下げ、発信していくものであります。本年の7月から8月にかけて、本町、それと柏崎市、刈羽村の地域を取り上げたいというものであります。連携事業として実施するものであります。こちら資料がございます。

その次、24節、ふるさと出雲崎応援基金積立てでございます。これは、3月補正でも増額させていただきましたが、新年度は今年度よりも増額するものと見込みまして、予算規模を膨らませてございます。

次、8目地域おこし協力隊活動費であります。新たに設けた目であります。1節の会計年度任用職員報酬、4人でございます。新年度、地域おこし協力隊員4人配置をする予定にしております。町の情報発信、集落の活性化活動に取り組む等、それぞれの活動に取り組んでいただくというもので募集をしております。詳細につきましては、資料がございますので、ご覧いただければと思います。

次に、46ページをお願いいたします。12節になります。地域おこし協力隊活動サポート業務委託料です。地域おこし協力隊の活動に当たりまして、募集業務、活動業務等のサポートを委託するものでございます。本年度に引き続いてということになります。

16節公有財産購入費の中に住吉町町有建物エアコンがございます。住吉町にあります旧教員住宅にエアコンを設置するものでございます。この建物につきましては、地域おこし協力隊の居宅として利用していきたいというふうに思っております。

以上、これら地域おこし協力隊の活動等に係る経費につきましては、全て特別交付税で措置されるということになっております。

続きまして、9目情報管理費であります。この目には電算関係、情報セキュリティー関係の経費を計上してございます。

次、47ページです。10目空家等対策費であります。14節に町家防火帯整備工事がございます。海岸地区の空き地で売却、賃貸等ができない遊休地の有効活用の一つといたしまして、街並みに配慮した防火帯として整備したいというものであります。新年度は、諏訪本町、木折町で合計2か所を予定しております。

次、18節、空家等再生活用支援事業補助金、空き家等を店舗などに活用する改修費などを助成するものでございます。これは、14節、18節いずれも資料がございますので、参考にしてください。

続きまして、50ページをお願いいたします。徴税費に入ります。徴税費の1目の税務総務費であります。12節に公図デジタル化委託料が計上してございます。公図をデジタル化し、航空写真または住宅地図のデータと連携することによりまして、固定資産税の課税作業や、また公図の検索作業

を正確かつ容易にするために行うものであります。

続きまして、52ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費です。1目の戸籍住民基本台帳費の中には、マイナンバー交付事務関係費またはコンビニ交付関係経費等が計上されていることから増額となっているものでございます。

次、55ページをお願いいたします。2目出雲崎町議会議員一般選挙費の目でございます。18節に選挙公営負担金を計上してございます。新たに拡大されたものでございますが、5月23日執行の町議選、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター、チラシの作成、選挙運動用通常はがきに要する経費等を公費で負担するというものでございます。

続きまして、民生費をお願いいたします。59ページになります。18節負担金補助及び交付金です。2段目に町社会福祉協議会補助金がございます。これ社会福祉協議会に対する人件費、事務費、活動費等を補助する経費となっております。

続きまして、60ページです。こちらは、2目の障害者福祉費になります。12節委託料の中ほどに障害者相談支援事業委託料がございます。障がい者への一般相談の業務を委託しているもので、昨年同額となっております。

次、61ページ、17節、福祉用に軽自動車1台を新規に購入する経費を計上いたしました。

次、19節扶助費関係でございます。一番上の県重度心身障害者医療費助成につきましては、昨年ほぼ同額となります。

中ほど少し下に障害福祉サービス費がございます。例年大きな予算となっております。居宅介護、就労継続支援等のサービス等の増加によりまして、昨年度より増額しております。こちらも資料のほうに詳しく書いてございます。

その下、障害児給付費、こちらも放課後デイの利用者数が増えたことから増額となっております。

一番下に町難聴者補聴器購入費の助成がございます。新規に行うものであります。生保世帯には全額の補助、10万円が上限です。その他の世帯は2分の1で5万円の補助と。おおむね10人程度の利用を見込んでの予算措置となっております。

次、63ページをお願いいたします。6目保健福祉総合センター管理費であります。12節、指定管理料が計上してございます。これは、保健福祉センターの指定管理料となります。先ほど議決いただきました新たに令和3年度から6年間、社会福祉協議会に引き続き指定管理をお願いする経費となります。

14節工事請負費です。今年度保健福祉総合センターにおきましてはこの4つの工事を実施いたします。工事内容等につきましては、資料のほうに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

次、8目保健福祉事業費であります。10節の需用費であります。一番下段のほうに救命医療情報キットがございます。新たに取るものでございますが、高齢者世帯にキットを配置いたしまし

て、緊急時に医療情報を迅速に確認できるようにするものであります。こちらも資料がございます。

それから、12節、地域コミュニティセンター事業委託料、こちらも大きな金額となっております。町の社会福祉協議会に委託しているもので、生きがいデイサービス事業と地区サロン事業の2つの事業でございます。生きがいデイにつきましては、町内4地区に分け、週1回、ふれあいの里で実施しております。地区サロンは、16地区において月一、二回、地区の集会所等で実施しております。新年度は新たに2地区を追加したいというふうなことで予算を調製しております。

次、64ページをお願いいたします。委託料の続きとなります。この中の緊急通報体制等整備事業委託料でございます。高齢者世帯等に対する緊急通報装置の設置に係る経費、今年度は90件分を計上しております。

その次の高齢者パワーアップ事業委託料、運動指導員によるパワーアップ教室を町社会福祉協議会に委託して実施するものであります。

18節負担金補助及び交付金をお願いいたします。3つ目に町デイサービスセンター特殊浴槽購入費補助金がございます。これは、中越老人福祉協会、デイサービスセンターの指定管理団体となるところでございますが、そちらが出雲崎デイサービスセンターの特殊浴槽を更新する計画がございますが、その経費の2分の1を補助するものでございます。こちらも資料がございます。

その下、町社会福祉協議会訪問介護事業運営助成金であります。施政方針の中にもございましたが、町社会福祉協議会が訪問介護事業を行っておりますが、その運営費の一部を補助するものでございます。町内唯一の訪問介護事業所でございます。その存続を含めて町民サービスに寄与するために運営費の一部を補助したいというものでございます。こちらも資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

19節扶助費関係でございます。例年の扶助関係の事業を計上しております。町紙おむつ等支給、それと寝たきり老人等介護手当、これはほぼ前年度同額でございます。紙おむつにつきましては80人分、寝たきり老人介護は55人分程度を計上しております。

そして、町高齢者福祉タクシー・バス利用料助成につきましては、前年度の実績を踏まえまして減額した上での予算計上ということになっております。

次に、65ページをお願いいたします。2項の児童措置費であります。12節に小木之城保育園保育実施委託料がございます。小木之城保育園の園児数等につきましては、資料に記載しております。この委託料の中には0から2歳児の保育無償化も含まれております。

続きまして、66ページをお願いいたします。18節になります。上のほうからでございます。この節には保育園またはこども園に対する補助金を計上しております。いずれもその補助金の内容等につきましては資料をつけてございますので、そちらで内容をご確認いただきたいと思っております。

次、19節の扶助費であります。児童手当関係につきましては、法律に基づき算定した経費を計上しております。

その下の出雲崎こども園の施設型給付費、同じく利用料給付費でございます。こちらは、出雲崎こども園に対するもので、施設型給付費につきましては国が定めた公定価格で算定した経費を計上してございます。利用料給付費につきましては、保育料の町の軽減分と0から2歳児の保育無償化に伴う経費を給付費として支払う経費が計上してあるものでございます。園児数とか財源内訳等につきましては、資料を添付してございますので、そちらでご確認いただければと思います。

次、67ページになります。4目放課後児童健全育成事業費でございます。こちら児童クラブの運営に係る経費が計上されております。1節の報酬の会計年度任用職員は、支援員への報酬ということになります。

その次、5目多世代交流館事業費、いわゆるきらりの運営費に係る経費を計上している目でございます。こちらの会計年度任用職員は、看護師、保育士等の専門職の報酬の経費を計上してございます。

次、4款衛生費をお願いいたします。71ページ、衛生費の1目の保健衛生総務費になります。19節、子どもの医療費助成がございまして、0歳児から高校生までの医療費の完全無料化というもので、対象者は406人を予定してございます。詳しくは資料をご覧くださいと思います。

続きまして、71ページから72ページにかけて、2目の予防費であります。今回この予防費の中には新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費が含まれております。これまで令和2年度で補正をさせていただいた経費、また令和3年度、新年度予算に計上した経費等を一体としてワクチン接種に当たるというものでございます。新年度経費につきましては、ワクチン接種に携わる医師、看護師の経費、それと接種体制の確保に必要な看護師の雇用等の経費が計上されているものでございます。内容につきましては、資料に記載してございますので、よろしくをお願いいたします。また、この目には定期の予防接種の委託料等も計上してあるものでございます。

次、72ページをお願いいたします。3目保健師設置費であります。保健師は、本町4人を配置するというところで予算を上げてございます。

続きまして、75ページ、6目環境衛生費となります。12節委託料の中に資源ごみ分別回収委託料、それと資源ごみ処理委託料を計上してございます。また、この同じ節に斎場事務委託料も予算計上しております。斎場事務につきましては、長岡市に委託しているものであります。いずれも前年度ほぼ同額でございます。

続きまして、76ページです。2項に清掃費を計上してございます。塵芥処理に当たる経費でございます。12節に一般ごみの運搬収集委託料、それと廃棄物処理事務委託料等が計上してございます。この廃棄物処理事務委託料は、長岡市に委託しているもので、施設の維持管理分等が含まれるものであります。こちら前年度ほぼ同額となっております。

次の77ページの2目がし尿処理を行う経費でございます。こちら同様に、長岡市に委託しているものであります。

次、5款労働費です。78ページをお願いいたします。18節、ふるさと就職支援商品券発行事業交付金であります。地元で就職してくれた若者に商品券を交付することによって、定住を促進するというものであります。68人分を見込んでおります。こちら資料がございます。

次、6款は農林水産業費となります。80ページをお願いいたします。3目農業振興費であります。12節委託料の中に有害鳥獣駆除委託料がございます。出雲崎猟友会への委託料となります。こちらは増額いたしました。

14節工事請負費でございます。釜谷梅団地の農道の舗装工事を行うものであります。梅団地前の農道100m程度を舗装するというものです。資料、図面等がございますので、ご確認いただければと思います。

18節が負担金補助ということでありまして。主なものを申し上げます。出雲崎まるごとオーナー実行委員会負担金、これは前年度同額となっております。

その下に町鳥獣被害防止対策協議会負担金となっております。こちらは、新たに箱わな等を追加いたしまして、また捕獲頭数も増加して、前年度より増額をしております。

それから、しばらく下がりましたところに町水田活用推進事業補助金がございます。こちらは、大豆、ソバ等の団地化助成をするというふうなことで、前年度よりも増額となっております。

その4つ下、経営所得安定対策推進事業補助金、これはほぼ同額となります。

下のほうに中山間地域等直接支払交付金がございます。14地区で取り組んで、面積が若干減りました関係で減額となっております。

続きまして、82ページをお願いいたします。同じ18節のところでございますが、特別栽培米買取支援事業補助金がございます。令和2年度は補正予算で計上したところでございますが、出雲崎の輝き生産農家に対し、買取り価格を上乗せするものであります。こちら資料がございます。

それから、その下に出雲崎ライスセンター荷受ライン増強事業補助金、こちら新規でございます。JAに対する補助金で、補助率20%を予定してございます。こちら資料がございます。

次、83ページになります。農地費の12節委託料であります。農業用ため池ハザードマップ作成業務委託料であります。令和2年度も当初計上いたしましたが、配分がなかったということで令和3年度、新たにこの事業を行うというふうなことで予算計上させていただいてございます。渡内の池と石畑の池、2か所、補助率は100%でございます。こちら資料がございます。

次、18節、県営中山間地域総合整備事業負担金、八手地区のほ場整備を進めているもので、15%の負担です。これは、令和2年度からの繰越事業と併せて執行するという形になります。こちら資料を添付してございます。

同じ節で多面的機能支払交付金、継続しているのが19組織、新規で2組織、面積の増加等により増額いたしました。

一番下が町農業用施設修繕事業補助金でございます。新規でございますが、農業施設の緊急的な

修繕工事が発生した場合に対応するための町単の補助金となります。補助率30%であります。

次、5目改善センター管理費です。84ページお願いします。14節工事請負費に八手センター研修室ほか照明LED改修工事、同じく西越センター研修室ほか照明LED改修工事ということで、両センターのLED工事の改修をしたいと思います。環境をよくするというふうなことと電気料を含めた維持管理費の軽減を図るものであります。

それから、同じページの6目の地籍調査費となります。こちらが国の三次補正によりまして、今年度補正予算をして事業を繰り越すこととしております。今年度事業と併せまして、新年度も引き続き地籍調査を進めていくということにしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、林業振興費となります。86ページお願いできますでしょうか。12節委託料の一番下に森林地図情報システム更新委託料がございます。森林地図の情報の航空写真を更新するものであります。財源は、森林環境基金からの繰入金でございまして、こちらが資料がございます。

14節工事請負費、新年度は船橋田中線の舗装工事を実施するというもので、県の補助率45%で、こちらが資料を添付してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、水産業費となります。88ページ、2目の漁港費の12節の委託料の中に海浜クリーン作戦委託料がございます。今年度同様、4回実施するものでございます。予算は同額となっております。

次、7款商工費をお願いいたします。90ページになります。2目商工業振興費の18節です。負担金補助及び交付金です。町商工会運営費補助金、それから町商工業振興促進事業補助金がございます。商工業振興促進事業補助金は、主に出雲崎町の特産をPRする活動を行っていただく活動に対する補助金ということで、いずれも同額を計上いたしました。

一番下に町ふるさと逸品開発等補助金がございます。町の特産品の製造、加工等を開発する経費を補助するものでございまして、2分の1の補助率、50万円を上限とさせていただきたいと思っております。今年度は、感染症対策として補正予算対応をして、多くの事業所からご利用いただいた事業を新たに町の事業として制度化したものであります。

次、3目の観光費をお願いいたします。92ページになります。18節負担金補助及び交付金の節をお願いいたします。ここにありますイベント、出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金、あるいは船まつり協賛会負担金、出雲崎ストリートジャズ開催費補助金等、こういったものにつきましては、例年開催している内容で実施するよう予算計上したものでございます。ただし、感染状況等によりまして、また内容の変更、あるいは中止、あるいは別のイベント等のものに変更になる場合もございますが、当初予算につきましてはそういうふうなことで予算措置をさせていただきました。

続きまして、93ページお願いいたします。5目天領の里管理費でございます。14節工事請負費です。工事請負費の中には、ここに記載してある工事、全部で6工事になりますが、これらの工事を実施することにしております。内容等につきましては、補足説明資料にございますので、そちらで

ご確認をいただきたいと思っております。

それから、94ページの17節備品購入費でございます。電動アシスト自転車、これ5台分ですが、現行のものが使用できない状況でございますので、電動アシスト自転車を購入したいというものでございます。

次、95ページからは土木費となります。97ページをお願いいたします。97ページの2目道路維持費です。12節の委託料の中に除雪委託料を計上してございます。前年度とほぼ同額の計上になっておりますが、除雪委託料につきましては必要によりまして補正で対応するというふうな取扱いとさせていただきます。

続きまして、98ページです。14節工事請負費であります。町道維持修繕工事（長寿命化事業分）、こちらは海岸線、松本大門線の舗装修繕工事となります。

その下のトンネル維持修繕工事、こちらは稲川トンネルの剥落防止対策、あるいは漏水防止対策の工事でございます。いずれも図面等資料を添付してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

同じく次に3目の道路新設改良費であります。まず、12節の委託料、道路測量設計監理業務委託料につきましては、記載の3路線について、測量設計業務を実施いたします。

その次の14節、道路新設改良舗装工事でございます。新年度におきましては、こちらに記載されております5路線を予定してございます。いずれの路線も図面で改良場所を示してございますので、図面のほうでご確認をいただきたいと思っております。

次、4目の橋りょう維持費です。12節で橋りょう定期点検業務委託料を計上してございます。今年度も前年度同様26橋の点検を行うというものです。

5目の排水路費です。14節工事請負費です。こちら大門地区ほか4か所の排水路整備を行います。大門地区の排水路は、継続2年目でございます。新年度で完了する予定であります。いずれも資料がございましたので、ご確認願います。

それから、100ページです。河川費になります。1目の14節工事請負費、河川改修工事であります。ここは、新年度におきましては小釜谷川、それと滝谷川の河川改修工事を予定して予算を計上しております。こちら資料がございました。よろしく申し上げます。

続きまして、住宅費になります。102ページをお願いいたします。住宅管理費の中の12節の委託料です。町営住宅建替事業基本構想策定業務委託料、新規で予算計上させていただきました。町営住宅の長寿命化計画、この更新をします。あわせて、大門の町営住宅の建て替えの基本構想、計画等の策定もこの中で行っていくというものでございます。資料がございました。確認をお願いいたします。

次に、14節工事請負費です。米田町営住宅の改修工事、3棟の外壁等の工事の改修工事です。こちら資料がございました。よろしく申し上げます。

2目の街なみ環境整備費であります。18節の負担金補助は街なみ整備助成金、これは1件分でございます。

次、103ページ、住宅環境整備費であります。7節報償費です。新生活支援金、これは4件分を見っております。

18節の負担金補助及び交付金、町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金、これは近居、同居等の補助金で、通常分、その他併用分ございますが、合わせまして9件分を当初予算に計上いたしました。

その下の町住宅無敵化補強事業補助金は、1件分の計上となっております。土木費は以上でございます。

次、9款消防費になります。1目の常備消防費、これは柏崎市に常備消防を委託しているというものでございます。前年度ほぼ同額ということでお願いをいたします。

2目の非常備消防費につきましては、これ町消防団に対する報酬等の経費を計上しています。こちらも前年度ほぼ同額ということで予算計上させていただきました。

次、104ページの3目の消防施設費からでございます。105ページに27節繰出金がございます。簡易水道事業特別会計に対する繰出金で、内容は消火栓の修繕等の経費分でございます。簡水に繰り出して執行しているところであります。新年度は、神条1か所、小木2か所を予定しております。

続きまして、106ページをお願いいたします。4目の防災対策費の続きとなります。10節の一番下に放射線防護対策施設災害時非常用物資ということで新たに計上いたしました。これは、八手地区農村環境改善センターに備蓄している非常用物資、これが更新を迎える年になっておりまして、そちらの非常用物資の入替えを行うというものでございます。こちらのほうも資料をつけてございます。

次に、107ページ、14節工事請負費でございます。津波避難対策整備工事、これは毎年継続して実施しているもので、新年度におきましては羽黒町地内の避難路の整備、それと井鼻地内の避難路に照明を設置したいというものであります。

その下の防災行政無線バッテリー交換工事、これも年次計画で継続的にバッテリーの交換を行っているものであります。消防費につきましては以上でございます。

続きまして、10款の教育費となります。109ページをお願いいたします。109ページ、3目教育振興費、1節報酬でございます。会計年度任用職員1人です。これは、管理指導主事の報酬で、勤務日数が増加いたしましたので、今年度よりも増加しているところでございます。

続きまして、110ページ、7節報償費です。入学祝金です。小学校は3万円、中学校は5万円です。小学校につきましては28人、中学校につきましては25人分を見込んでおります。

次、10節の需用費、印刷製本費が大きくなってまいります。これは副読本、わたしたちの出雲崎を新年度に作成したいというために増加したものでございます。

続きまして、111ページをお願いいたします。18節の負担金補助及び交付金でございます。下のほうに高校生通学費助成金がございます。高校生の通学定期券の購入費の3割を補助しているもので、82人分を見込んでおります。

その下の奨学金返還支援事業助成金、こちら大学等を卒業した後、町内に住まれる若者等の奨学金返還の一部を助成するものでございます。8人分を見込んでおります。この2つは、いずれも資料のほうに詳細記載してございますので、ご確認願います。

4目通学バス運行業務費であります。12節委託料、通学バス運行業務委託料、通学バス運転代行業務委託料であります。小学校は通年、中学校は12月から3月までの運行でございます。運行内容は資料のとおりとなっております。

続きまして、112ページをお願いいたします。まず、小学校費のほうからです。学校管理費、1節報酬、一番下に会計年度任用職員10人ございます。こちら教員補助員が3人、介助員が4人、学校管理員が1人、情報、理科の支援員、それで2人ということになります。

それから、114ページをお願いいたします。114ページの14節工事請負費です。小学校関係ではこの2つの工事を新年度予定しております。工事内容は、資料を添付してございますので、そちらで確認いただきたいと思っております。

続きまして、教育振興費になります。115ページです。12節委託料であります。一番下にG I G AスクールI C T支援業務委託料が新規に上がってございます。G I G Aスクールを進めるに当たりまして、I C Tの専門業者に委託をして、教職員に対するI C T業務の支援を行うというための委託料となります。

続きまして、116ページ、これは小学校の学校給食費となります。会計年度任用職員は、調理員となります。

10節需用費に給食地場産食材料費がございます。学校給食に地元のものをというふうなことで、地元の米、牛乳、サザエ等を利用した給食を提供するというための経費でございます。

続きまして、中学校関係をご説明させていただきます。117ページになります。中学校の会計年度任用職員であります。中学校におきましては、教員補助員が3人、介助員が2人、学校管理員が1人、情報支援員が1人ということで採用することにしております。

続きまして、119ページをお願いいたします。119ページの14節工事請負費です。中学校のほうの工事につきましては、図書室の照明L E D改修工事、こちらを当初予算に計上しております。

続きまして、120ページ、2目教育振興費の1節に会計年度任用職員がございます。こちらは心の教育相談員の方を任用する経費となっております。

それから、121ページ、12節でございます。委託料の中にG I G AスクールI C T支援業務委託料がございます。これは、小学校と同様でございます。教員に対する専門業者の支援というための委託料となります。

それと、17節の備品購入費です。教師用指導書がございます。4年に1度改訂されるもので、中学校の教科書の指導書の購入ということになります。

続きまして、中学校の学校給食費となります。会計年度任用職員は調理員でございます。

122ページ、需用費の中の給食地場産食材料費、これも小学校と同様で、地元のものを提供するというための経費でございます。

続きまして、125ページから公民館費になります。ページでいきますと127ページお願いをいたします。127ページで公民館関係の14節工事請負費がございます。中央公民館が2つの工事、海岸公民館が1つの工事ということで当初予算に計上させていただきました。工事の内容等につきましては、資料をつけてございます。ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、130ページになります。こちらは、良寛記念館に関する予算計上となります。主なものといたしまして、12節の委託料です。文化財薫蒸処理委託料ということで新規に計上させていただきました。

それから、131ページ、工事請負費でございます。新年度におきまして、良寛記念館におきましては展示室の空調改修工事、それから耐雪庵の屋根がかなり老朽化しておりまして、それを修繕する必要があるというふうなことで、この2つの工事を当初予算に計上いたしました。こちら資料を添付してございます。

それから、18節の負担金補助及び交付金でございます。一番下に良寛記念館応援倶楽部てまりの会補助金ということでございますが、新年度に、てまりの会は本格的な活動を始めるわけですが、それに必要な経費を補助金という形で予算措置したところでございます。

次、7目町家展示施設管理費でございます。こちら新年度から新たに設けた目となります。こちらに計上します経費は、羽黒町の歴史や五郎兵衛、それから稻荷町の寄港地の町家を管理する経費でございます。

7節の報償費でございますが、建物管理謝礼につきましては、歴史や五郎兵衛、そして寄港地の町家、いずれも土曜日、日曜日、祝日の開館でございますが、そちらの開館の管理または案内等を行う管理人さん、こちらの方を有償のボランティアという形をお願いしております。そちらの方の謝礼ということになります。

続きまして、132ページをお願いいたします。14節に工事請負費がございます。これは、歴史や五郎兵衛の関係の修繕でございます。バイパス側の奥座敷、その掃き出し口の窓が腐食しておりますので、その辺、建具の修繕をしたいというふうなことで予算を計上させていただいております。

それから、保健体育施設関係です。135ページをお願いいたします。135ページの工事請負費になります。町民プールにつきましては、プレーシステムの塗装工事を行います。また、屋外のシャワーの塗装工事も行いたいと思います。それから、ゲートボール場につきましては照明のLEDの改修工事を行うという3つの工事を予定しております。

それから、11款公債費でございます。前年度と比較しまして2,000万円ぐらい公債費が減りました。これは、過疎債の償還金が大きく減額したことによるものです。過去に借り入れました夕風の橋改修工事業等で借り入れたときの償還が終わったというふうなことによりまして、公債費が大きく減額をしたところでございます。

歳出予算につきましては以上でございます。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。予算書のページでいきますと12ページからとなります。まず、1款の町税でございます。これは、個人、法人ともに減額を見込んでおります。

2項の固定資産税、こちらは増額を見込んでおります。エコパークいずもぎきの償却資産、これが特例期間が満了いたしましたので、固定資産税として償却資産が伸びることから、前年度よりも大きく増額したというふうなことで予算を編成させていただきました。

続きまして、14ページの2款の地方譲与税、その他交付金等につきましては、地方財政計画、その伸び率等を参考に、また過去の実績等を踏まえまして、適切な額を見積もって計上させていただいたところでございます。

18ページをお願いいたします。11款地方交付税であります。本町の歳入の大宗を占めているものでございますが、当初予算では例年一定額の留保額を見込んでいたところでございますが、新年度はその留保額を少し圧縮いたしまして、若干伸びた見積りで計上させていただきました。

続きまして、19ページ以降になります。13款の電源立地地域対策交付金であります。2節の電源立地地域対策交付金、これにつきましてはふれあいホールのLED、中央公民館のLEDの工事、主に工事等に充当をしております。

19ページの3節の大規模発電用施設立地地域振興事業補助金、これはごみ収集運搬、バス運行、小学校運営費の教員補助などの人件費等に充てているものでございます。

続きまして、21ページ以降、国庫支出金から26ページまでの県支出金につきましては、補助対象事業費に応じまして定められた補助率または負担割合を乗じて、適正な金額を見積もったところでございます。

それから、26ページをお願いいたします。26ページ、6目環境整備事業交付金がございます。これは、エコパークいずもぎき第3期処分場の周辺環境事業交付金というもので、毎年交付を受けているものでございます。平成27年から令和12年度までに総額15億5,000万円、この交付を受けることになっております。令和2年度までには8億円の交付を受けております。新年度は1億円の交付を見込んでおります。

それから、29ページをお願いいたします。19款寄附金でございます。2目のふるさと納税寄附金であります。今年度の伸びも踏まえまして、新年度も今年度よりもさらに増額するように目標を立てまして、予算計上させていただきました。

20款の繰入金であります。1目の基金繰入金、1節の財政調整基金でございます。新年度予算の

当初におきましては、財政調整基金からは2億2,000万円繰り入れて予算を編成したところでございます。2億2,000万円繰り入れますと、令和3年度末残高が15億6,000万超という残高の見込みとなっております。

それから、最後、34ページは23款の町債でございます。こちらにつきましては、説明欄に記載してあります事業のために町債を借り入れるという起債するものでございます。

歳入歳出予算は以上でございます。

あと、予算書の中の説明資料になりますが、138ページ以降に給与費明細書が添付されてございます。また、147ページには債務負担行為の調書、148ページには地方債の年度末残高の資料をつけてございますので、よろしくお願い申し上げます。

補足説明は以上でございます。

○議長（仙海直樹） それでは次に、議案第28号から議案第30号についてお願いをいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

初めに、国保特会予算につきましてお願いをいたします。歳出予算について主なものを申し上げます。予算書の14ページをお願いいたします。1款総務費には、職員1人分の人件費、国保税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。1目一般管理費は、12節委託料と13節使用料及び賃借料には国保事業市町村事務処理標準システムの関係予算を計上しており、システム導入委託料1,201万2,000円には県補助金が全額充当されております。なお、システムの概要等につきましては、議会資料63ページに掲載をしております。これにより、一般管理費は前年度より約1,600万円増額をしております。

17ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。一般被保険者療養給付費は、被保険者数が減少するとともに、ここ数年の実績を基に算定した結果、給付費が減少するものとして予算を計上しており、約2,000万円の減額となっております。

20ページをお願いいたします。3款の保険事業費納付金には、県に支払うための納付金として医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の予算計上をしております。

22ページをお願いいたします。4款保健事業費には、特定健診、特定保健指導に要する経費、また疾病予防としてCKD対策事業経費、人間ドック検診委託料等を計上をしております。人間ドックにつきましては、30歳から74歳の方を対象にお一人2万円の助成をいたします。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。7ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、前年度と同じ税率で予算計上をしております。算定方法等につきましては、議会資料70ページのとおりでございます。

10ページをお願いいたします。6款県支出金は、医療給付費に必要な費用が全額普通交付金とし

て交付されますし、保険者努力支援制度や特定健診、また市町村事務処理標準システム導入に伴う財源措置として特別交付金が交付されます。

11ページをお願いいたします。8款繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しております。1節から4節までは法定内繰入金となります。低所得者に対する保険税の軽減分、年齢や所得構成等の基準により繰入れをするものです。

なお、財政調整基金の繰入れについては、今年度は予算計上しておりません。

なお、国保特別会計の収支状況につきましては、議会資料の69ページ以降にございますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、介護特会予算について説明をさせていただきます。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書の47ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

次、51ページをお願いいたします。2款保険給付費には、介護サービス費等として介護保険から給付される経費を計上しております。令和3年度の介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費は減額する一方、施設サービス給付費は増額を見込んでおります。介護予防サービス給付費はほぼ同額となっております。

54ページをお願いいたします。4款地域支援事業費では、介護保険の総合事業に係る経費を計上しております。1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費のほかに、新たに町支え合い体制推進事業の予算を計上しており、この事業の概要につきましては議会資料64ページに掲載をしております。

2項包括的支援事業・任意事業費には、包括支援センターの委託等に要する経費を計上しております。

また、56ページ、4目の生活支援体制整備事業費には、町社会福祉協議会に事業を委託するための経費を計上しております。

57ページをお願いいたします。3項一般介護予防事業費には、八手の茶の間と新津邸の茶の間の事業を町社会福祉協議会に委託する経費を計上しております。

次に、歳入予算について申し上げます。予算書39ページをお願いいたします。介護保険料率は、令和3年度から第8期事業計画期間となることから、改定を行っており、改定後の保険料で予算計上をしております。

40ページをお願いいたします。3款国庫支出金の介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対して居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

41ページ、4款の支払基金交付金です。このうち、介護給付費交付金の負担割合は給付費の27%となっております。

42ページをお願いいたします。5款県支出金のうち、介護給付費県負担金は給付費に対して居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

43ページ、7款繰入金のうち、1項1目の一般会計からの介護給付費繰入金は給付費の12.5%の負担割合となっております。

また、44ページ、2項の基金繰入金は600万円を計上しております。これによりまして、令和3年度末の基金残高は9,619万8,000円となる見込みです。

介護特会予算につきましては以上です。

次に、後期高齢者医療特会予算につきましてご説明をさせていただきます。歳出予算から申し上げます。予算書76ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金は6,330万7,000円で、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。

次に、歳入予算の72ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料は4,626万7,000円を計上しており、前年度より56万5,000円増額となっております。後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直すこととされており、令和2年度から保険料率の引上げが行われております。均等割額は4万400円、所得割率は7.84%となっております。

73ページをお願いします。3款の一般会計からの繰入金は、保険基盤安定化及び事務費に係る繰入金となっております。

補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 次に、議案第31号から議案第35号についてお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） では、議案第31号について補足説明させていただきます。

令和3年度簡易水道事業では、常楽寺配水池槽内の配管更新工事、駅前地区の水質改善対策として川西地区連絡管の整備と川西地区浄水場の高度対策の設計業務を実施いたします。また、公営企業会計移行に向けた取組を継続いたします。

主な内容でございます。歳出の90ページをお願いいたします。1款1項総務管理費では、主に料金の徴収に係る費用を計上しております。12節委託料の中に公営企業会計移行に係る費用を計上しております。固定資産の調査、整理を実施いたします。簡水会計と汚水処理の3会計、それぞれに計上してございますが、令和3年度では4会計合わせまして640万円でございます。

91ページから92ページでございます。2款1項水道管理費は、施設の維持管理費に係る経費でございます。その中で92ページ、12節委託料の上から3番目でございますけれども、水質検査委託料でございます。上中条4号井戸の取水が著しく落ちてきております。回復いたしませんので、廃止の方向でございます。水質検査箇所から除外いたしましたので、水質検査委託料は前年に比べまして減額となっております。

17節備品購入費で発電機を計上しております。浄水場から井戸まで距離がございます常楽寺井戸、相田井戸、上中条5号井戸につきましては、停電の際に商用電力が停止いたします。こういった場合のくみ上げ用の発電機を2基購入する経費でございます。

93ページに移りまして、3款1項1目配管布設整備費です。12節委託料には常楽寺配水池槽内の配管更新と硬度対策で川西地区連絡管布設に伴う設計業務費を計上しております。

14節工事請負費、消火栓取替え工事は3か所を実施いたします。管路工事につきましては、常楽寺配水池槽内配管更新工事、川西地区の連絡管工事、メーター交換工事を実施いたします。定例会の資料の40ページに事業概要を載せてございますし、65ページに川西地区連絡管の位置図を載せてございます。

歳入につきましては、水道使用料のほか、国庫補助金、起債などをそれぞれ計上しております。簡水は以上でございます。

続きまして、議案第32号、特生排会計でございます。令和3年度は、浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る経費を計上しております。

歳出の112ページです。1款1項1目一般管理費の委託料に企業会計移行支援に係る費用を昨年度から継続して計上しております。これ以外は、例年とほぼ同様の予算構成となっております。

特排会計は以上でございます。

続きまして、議案第33号、農業集落排水会計でございます。歳出、127ページをお願いいたします。同じく1款1項1目一般管理費の12節に公営企業会計移行の費用を計上しております。

129ページをお願いいたします。2款集落排水施設費に施設統合の経費を計上しております。令和2年度から令和4年度にかけての事業でございますが、令和3年度では工事の施工監理、統合のための管路工事を実施いたします。財源は、農山漁村地域整備交付金、起債を充当いたします。

そのほかにつきましては、例年とほぼ同様の予算構成でございます。

農排会計は以上でございます。

次に、議案第34号、下水道会計について補足説明させていただきます。歳出、149ページをお願いいたします。1款総務費、8節の旅費でございます。町村下水協の全国大会のための旅費を計上しております。

12節委託料は、公営企業会計移行の費用でございます。

150ページ、151ページに移りまして、2款事業費でございます。14節工事請負費、久田浄化センター電気設備更新工事でございますが、令和2年度で設計いたしました処理場の運転操作を行います監視操作卓と中央コントローラーの更新を計画いたしております。平成9年度に設置された設備であり、24年間経過しております。部品供給、保守期限も経過しておりますので、このたび更新をいたします。財源といたしましては、社会資本整備交付金と起債を充当いたします。

151ページ、17節の備品購入費でございますが、放流水の溶存酸素量を計測いたしますDO計が故

障しております。1台を購入する経費を計上しております。

下水道会計は以上でございます。

最後に、議案第35号、宅造会計について補足説明させていただきます。令和3年度は、松本ひがし団地の分譲販売に係る不動産売払収入について、残る3区画分を計上し、見積もっております。しかし、予算編成を締め切った後に2区画について申込みがございました。この2区画について、契約については令和2年度中にはできるものでございますが、予算書としては3区画分の分譲収入を計上してございます。

予算書、歳出、168ページをお願いいたします。1款1項2目住宅団地事業費の12節で広告宣伝料を計上してございます。新聞折り込みチラシ、ポスティング等を予定しておりますが、残る1区画の状況を見ながら執行させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第35号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第35号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午後 3時38分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時39分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（仙海直樹）　これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に中野勝正議員、副委員長に三輪正議員がそれぞれ互選されました。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（仙海直樹）　議案第27号から議案第35号まで議案9件は、予算審査特別委員会に付託します。なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後　3時40分）